

昭和 56 年度

林業の動向に関する年次報告

第 1 部 林業の動向

I 国民経済と森林・林業

II 林業経営の現状と林業発展の課題

1 林業経営環境の変化

(1)木材価格の低迷と労賃等の上昇

(2)林業労働者の専門化傾向と高齢化の進行

(3)林地取引と不在村森林所有者の増加

2 林業経営体の現状と問題点

(1)林家

(2)林家以外の経営体

3 林業経営を巡る新しい動き

4 今後の課題と対応方向

III 木材の需給と価格

1 木材需給の動向

(1)木材の需要部門

(2)木材の需給

(3)木材の輸入

2 木材価格の動向

(1)木材価格

(2)品目別価格

3 木材の流通加工

(1)木材の流通

(2)木材の加工

(3)木材流通, 加工業の不況とその対応

IV 林業経営

1 林業生産活動の動向

(1)丸太生産

(2)造林

(3)間伐

(4)森林被害

(5)特用林産

2 経営条件の動向

(1)森林資源の整備

(2)林道の整備

(3) 林業労働

(4) 林業金融

(5) 林地価格

(6) 林業技術

3 経営体の動向

(1) 林家

(2) 林家以外の経営体

(3) 森林組合

4 国有林野の管理・経営の動向

5 山村の動向

V 森林の公益的機能

1 森林の公益的利用の現状と課題

(1) 森林の公益的機能の発揮

(2) 森林の公益的機能の維持増進

2 環境緑化

むすび

1 国民経済と森林・林業

(一般経済の動き)

(1) 昭和 55 年から 56 年にかけての我が国経済は、第 2 次石油危機の影響を克服したとはいえ、経済の拡大の足取りは緩慢であり、景気の動向には業種別、地域別、規模別の跛行性がみられた。

(2) 55 年においては、年初、前年から引き続く景気上昇により、生産活動は活発化したが、石油価格上昇の影響から卸売物価が激しく上昇した。このため、2 回にわたる公定歩合の引上げなど引締め政策が実施され、また、石油価格の落ち着きや円高傾向もあって、卸売物価は、年央以降、落ち着きをみせた。この結果、卸売物価の年間の上昇率は 9.6% (前年 17.5%) となった。

一方、年央以降個人消費支出の停滞、住宅投資の低迷、中小企業部門の設備投資の鈍化等により、国内需要の拡大テンポが鈍化し、生産活動は次第に弱含みとなり、55 年の実質経済成長率は 4.2% と前年 (5.2%) を下回った。

(3) 56 年に入ると、物価の安定と国際収支の改善が一段と進み、多くの先進諸国がインフレと失業の問題に直面する中で、我が国経済は着実な歩みを示した。しかしながら、その足取りは依然として緩慢であるとともに、業種間の跛行性がみられ、なかでも住宅関連部門の不況は深刻なものとなっている。

(木材需要の動き)

(1) 木材需要の過半を占める建築部門の動向をみると、着工新設住宅戸数は、48 年の 191 万戸をピークとして減少し、51 年から 54 年までは 150 万戸前後で推移したが、55 年には 127 万戸と急減し、56 年はこれを更に下回る 115 万戸となった。また、50 年以降増加してきた着工新設住宅床面積も戸数の大幅な減少に伴い 55、56 年ともに前年に比べそれぞれ 13%、9% 減少した。更に、住宅の質的向上を指向する動きを反映して伸びを続けてきた 1 戸当たりの床面積も、55 年から 56 年にかけては横ばいとなっている。このような住宅建設の中期的な動向の背景には、後述のような婚姻件数の減少、移動人口の低下等の住宅需要の変化があると考えられるが、特に、55 年から 56 年にかけての急激な落ち込みは、勤労者世帯の可処分所得が伸び悩む中で、地価の上昇等による住宅取得価格の高騰が主要な要因となっている。

一方、木材製品を主に建材として用いる木造住宅の動向をみると、着工新設住宅戸数は 55

年には75万戸、56年には65万戸と減少し、着工新設住宅戸数全体に占める木造住宅の割合も50年には67%であったものが、51年以降低下を続け56年には57%となっている。また、このような傾向は、三大都市圏はもとより、木造住宅建設の伸びが期待される地方圏においてもみられる。

以上のような最近における住宅建設の動向は、木材需要の大幅な減退をもたらし、木材の流通、加工部門、更には国内林業生産活動に深刻な影響を与えている。また、今後の住宅需要をみても、婚姻件数の減少と移動人口の低下、住宅ストックの量的充足などにより、中・長期的には40年代のような増加が望み難い状況の下で、非木造住宅比率の増加もみられ、住宅建設部門における木材需要の見通しは非常に厳しい。しかしながら、国民の1戸建て木造住宅や質的に優れた住宅に対する潜在的な需要は依然として根強いものがあるとともに、建て替えや増改築の需要も増加が見込まれる。このような住宅需要動向を背景として、木材需要を確保し拡大していくためには、宅地供給の促進、地価の安定と併せ、木材の持つ特性を生かし、需要者側の要求に適合した住宅を量的、価格的に安定して供給する体制を整備していくとともに、非木造建築物における内装材のほか、各種分野における木材使用の促進を図ることが重要となっている。

(2) 木材需要量の約3割を占めるパルプ用材の需要先部門である紙・パルプの生産動向についてみると、紙・板紙は、55年の上期には仮需の影響も加わり生産は前年に引き続き活発化したが、下期には仮需の反動、景気の後退等による消費の減退から一転して生産は停滞し、年間の生産量は、紙が1,054万トンと前年に比べ6%増加したものの、板紙は下期の減少が特に著しかったため前年に比べ4%減少し755万トンとなった。また、56年も引き続き生産は停滞し、紙は994万トン、板紙は704万トン（いずれも速報値）とそれぞれ前年に比べ6%、7%減少した。

この結果、55年のパルプ生産量はパルプ輸入量や古紙消費量の増加もあって、前年に比べ2%減少して979万トンとなり、56年も内需の停滞、不況カルテルによる生産調整の実施等を反映して861万トンと前年に比べ12%減少した。

紙パルプ産業では、55年下期以降紙・板紙の需給緩和、製品価格の低迷から深刻な不況に見舞われており、構造改善対策が検討されている一方、海外からの原料（木材チップ）調達に、量、価格とも種々の問題が発生していることから、開発輸入への指向と国産材等の見直しが行われている。

(3) 以上のような需要部門の動向を反映して、55年の用材、薪炭材及びしいたけ原木を合わせた木材総需要量（丸太換算）は、前年に比べ1%減少して1億1,221万m³となった。

このうち、用材は前年に比べ1%減少して1億896万m³、薪炭材は前年に比べ28%増加して120万m³、しいたけ原木は前年に比べ3%減少して205万m³となった。

用材の需要量を用途別にみると、製材用及び合板用は住宅建設の大幅な減少などにより前年に比べそれぞれ6%、8%減少したが、パルプ用（木材チップ用を含む。）は上期における需要増、下期における在庫の積み増し、パルプ輸入量の増加などから、前年に比べ12%増加した。また、56年の木材総需要量は、住宅建設の引き続き減少、パルプ生産の停滞等から50年以来6年ぶりに1億m³を下回るものと見込まれる。

（木材供給の動き）

（1）55年の木材（用材）供給量（丸太換算）1億896万m³のうち、国産材の供給量は3,456万m³（林地残材51万m³を含む。）で、前年に比べ2%の増加、外材の供給量は7,441万m³で前年に比べ2%の減少となった。この結果、55年の木材（用材）自給率は、前年の30.8%から0.9ポイント上昇して31.7%となり、51年以来低下を続けてきた木材自給率は5年ぶりにわずかながら上昇した。

（2）55年の木材（用材）供給についてみると、国産材は、住宅建設の不振により製材用及び合板用が前年に比べそれぞれ2%、15%減少したものの、パルプ用（木材チップ用を含む。）が前年に比べ14%と大幅な伸びを示したため、前年に引き続き増加した。

一方、外材は、丸太の輸入量が木材需要の急減の影響を大きく受け、前年に比べ16%減少したのに対し、製材品の輸入量は、年初における価格上昇と産地国における対日輸出意欲の高まり等を背景に、年央まで輸入の増加が続いたことから前年に比べ9%増加した。また、木材チップの輸入量は、年前半における国内チップの在庫減少及び需要増から前年に比べ6%増加した。この結果、総量では丸太輸入量の大幅な落ち込みを反映し、50年以来増加を続けてきた外材の供給量は減少を示した。

（3）56年の木材供給についてみると、需要の低迷により、国産材、外材ともに減少が顕著となっている。特に、外材については、縮小した需要に対応した在庫調整が強力に進められたことから、前年を大幅に下回る水準で推移している。

（4）最近における木材供給の特色をみると、まず外材については、輸入形態が丸太での輸入から製品での輸入へ転換しつつあることである。近年、木材産地国の多くが資源の有効活用と国内の雇用機会の拡大等を目的として、丸太の輸出を抑え製品の輸出を増大させようとする動きを強めていることを背景として製材品の輸入が増加しており、丸太輸入量に

対する製材品輸入量（丸太換算）の比率は、50年には8%であったものが、55年には16%となっている。

次に、製材用丸太に占める国産材の割合が高まりつつあることである。製材工場への丸太入荷量の動きを国産材、外材別にみると、総入荷量に占める国産材の割合は、53年には過去最低の37%となったが、54年には38%、55年には40%、56年には42%と年々割合を高めている。このように国産材の供給割合が次第に回復しているのは、価格の低迷により木材の輸入意欲が減退したことが主な要因であるが、その背景には、(1)53年末以降の輸入丸太価格の高騰を契機として国産丸太と輸入丸太の価格が接近してきたこと、(2)我が国の森林の整備が進み、間伐材を含む伐採可能な人工林が増えてきたこと、(3)産地国の丸太輸出規制の動きが年々強まるなど輸入丸太について、先行きに供給不安感が強まっていること、材質の低下がみられることなどから、国産材への見直し気運が生じていることがあるものと考えられる。

このような動きに対応し、国産丸太の安定供給を図っていくためには、国内林業生産活動の活発化とともに、いわゆる川上から川下に至る国産材供給体制の整備を推進していくことが重要となっている。

（木材輸入を巡る動き）

(1) 我が国は今日、木材供給量の約3分の2を輸入に依存しており、このうち過半を占める丸太の主な輸入先は5割が東南アジア（インドネシア、マレーシア、フィリピン等）、3割が北米（米国、カナダ）、2割がソ連である。近年、これらの木材産地国では、自国の森林資源を有効に活用すべくそれぞれの国情に応じた木材輸出政策を展開しており、特に東南アジア諸国及び米国では、木材加工業の育成、雇用機会の増大、輸出所得の向上等を図る観点から、丸太輸出を規制し、製品輸出を拡大する政策を強化していることが特徴的である。

各国の丸太輸出に対する政策をみると、インドネシアでは丸太輸出業者に対して国内への丸太供給を義務付けているが、56年には合板工場を所有する者に対してのみ、丸太輸出を認めるなど丸太輸出規制を強化したのに続き、57年2月には、更にこれら合板工場を所有するものに対して、従来比率による規制に加えて57年以降の丸太輸出総量を明示するなどを内容とする新政策を打ち出し、丸太輸出規制を一段と強化してきている。

また、マレーシアのサバ州では、52年から56年にかけて丸太の輸出量を半減させるとの政策を推進してきており、57年以降についても増加は見込み難い。なお、サラワク州は丸太輸出を規制していないため、輸出量は伸びる傾向にある。

次に、米国では近年、国内の住宅建設の著しい減少に伴い木材需要が急減し、木材産業は深刻な不況に見舞われている。このため、国内産業の保護と雇用の確保を図る観点から、丸太輸出の制限と製品輸出の拡大を求める動きが強まっており、56年には、連邦議会に西経100度以西の連邦有林産丸太の輸出を禁止している現行の年度ごとの時限法を恒久化しようとする法案（ウィバー法案）が提出され、また州レベルでは、ワシントン州において、州有林産丸太の一定割合を国内で加工することを義務付けるロスバック法案が57年まで持越案件となっているほか、オレゴン州では、これまで例外的に許可していた州有林産丸太の輸出について、米檜を除く樹種はこれを一切認めないこと、代替輸出の影響について58年までに調査し報告することを内容とするブラウン法が州議会を通過成立するなど丸太輸出規制を強化する動きがみられる。

更に、日ソ間の木材貿易の長期契約であるKSプロジェクトに関する基本契約は第2次契約が54年に終了し、56年3月には、56年から61年の6年間に丸太1,200万m³、製材品124万m³をソ連側から輸入することなどを内容とする第3次基本契約が締結された。

(2) 我が国の木材輸入量は54年には世界の木材貿易量の22%を占め、特に、丸太の貿易量では世界の48%に達し、世界の木材貿易に占める位置が極めて高い。

我が国は、国内の森林が現在育成途上にあるということから、当分の間なお相当量の木材を海外に依存せざるを得ない状況にある。このため、政府間ベースの日米林産物委員会等による対話と情報交換及び南洋材諸国における森林資源の造成に対する協力等を通じ、産地国との相互理解を深め国際協調関係の確立を図るとともに、国内における需給両面に対する影響に十分配慮し、製品を含め秩序ある木材輸入を図っていくことが重要となっている。

(木材価格の動き)

(1) 製材、木材チップ、合板等を含む木材価格の動向を日本銀行「卸売物価指数」(50年平均=100)の製材・木製品価格指数によってみると、53年10月以降上昇を続けてきた木材価格は、55年4月にピークに達しこの間に49%上昇した。55年5月以降は、住宅建設及びパルプ生産が大幅に減少するという主として需要側の要因で下落の一途をたどり、56年4月から5月にかけて若干の反発がみられたものの、米材、南洋材を中心とする在庫調整の効果が表れた56年8月まで下落傾向が続きこの間に18%下落した。9月以降の木材価格は、需要の不振が依然として続いている中で、木材輸入意欲の減退による供給減等により11月までほぼ横ばいで推移したが、12月には若干の上昇を示した。

(2) 輸入丸太の国内価格は、55年3月にピークに達した後下落に転じ、56年8月によりやく下げ止まった。この間における輸入丸太価格の下落割合は35%であり、特に、値上がり時に米材によって需要分野を代替された北洋材の落ち込みが目立っている。

また、こうした価格の下落過程で、従来米材輸入契約の主体であった四半期ごとの輸入契約は、産地国側が値下げに対し強い姿勢をとったこともあって、各期とも交渉が長引き56年の第2四半期(4~6月)から第4四半期(10~12月)までにはついにこれが行われなという事態も生じた。

9月以降の輸入丸太価格は、輸入の減少による在庫調整の進展等から、12月まで上昇基調を続けている。

(3) 国産材価格をみると、丸太価格は輸入丸太価格の動きにほぼ連動して推移しており、55年5月まで上昇し、その後56年9月までの間に22%下落したが、この価格変動は上昇、下落過程ともに輸入丸太に比べ緩やかなものとなっている。これを樹種別にみると、上昇過程で最も大きな値上がりを示したエゾマツ・トドマツ丸太が、下落過程ではその反動から最も大きな値下がりを示した。なお、10月以降12月までの国産丸太価格は、輸入丸太価格が上昇に転じたのに対し、ほぼ横ばいで推移している。

(4) 合板価格は55年3月にピークに達した後下落に転じ56年8月に最低値

(この間の下落率は27%)を示し、その価格は49年4、5月当時の低い水準となった。このため合板業界は、普通合板について、56年7月以降不況カルテルによる生産調整を実施するなどの需給対策を行ったため、合板価格は9月以降やや上向きに転じ、12月には一部の企業倒産による一時的な影響など主として供給側の要因により急上昇したが、57年に入り引き続き需要の不振を反映し再び弱含みとなっている。

(5) 木材チップ価格は、55年には、需要の増大と輸入チップ価格の高騰を背景に、年央まで急速な上昇を続けたが、その後、紙製品の需要が減退し、パルプ需要が減少に向かったのを契機に木材チップ価格も下落に転じた。56年に入ってから、パルプ需要の低迷、チップの過剰在庫を反映し、価格はほぼ横ばいで推移している。

(6) 55年から56年にかけての木材価格の下落・低迷は、主として予想を上回る需要の減退と、これに供給側が円滑に対応できなかったことによるものであり、この期間は48年の第1次石油危機後の下落・低迷の期間にほぼ匹敵するものとなっている。また、需要の先行きにかつてない厳しさが見られる中で、木材価格の安定を図るためには、市況の主導権を

持つ外材の輸入をはじめとする木材供給を需要動向に円滑に即応させるための情報体制の整備が重要となっている。

(木材の流通加工)

(1) 木材流通加工業界は、55年半ば以降の木材需要の大幅な減退による価格の低迷と取扱量の減少が続く中で、業況は著しく悪化し倒産や休廃業が多発している。

木材・木製品販売業の55年における負債金額1,000万円以上の倒産件数は、前年に比べ164件増加し659件となり、56年には前年と同件数であったものの、国内市況の低迷等不況の深刻化により、負債総額約600億円に上る大手の木材輸入専門商社が倒産したことなどから負債金額では前年の2倍となった。

また、製材業は、住宅建設の大幅な減少、輸入丸太供給の先行き不安、輸入製材品の増大等需給構造の変化に伴い、設備の過剰、経営体質の弱さなどの問題が表面化し、外材専門工場を中心に倒産や休廃業が相次いでいる。このような業況の悪化を反映し55年度の製材業の売上高対営業利益率は、前年度に比べ2.3ポイント低下し0.1%となった。また、55年の木材・木製品製造業の負債金額1,000万円以上の倒産件数は54年に比べ36件増加して308件となり、56年も前年を上回る387件となっている。

更に、合板製造業も、大幅な需要減退に伴う価格の低迷や出荷量の減少などから、中堅規模の企業を含む倒産や休廃業が相次いで発生するなど深刻な不況に見舞われている。55年度における合板製造業の売上高対営業利益率は前年度に比べ6.0ポイント低下してマイナス3.0%となり、53,54年度とプラスに転じた企業収益は再びマイナスに落ち込んでいる。

このように深刻な不況に見舞われている木材・木製品製造業及び同販売業に対して、55年には、「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連保証対象業種の指定及び「雇用保険法」に基づく雇用調整助成金支給対象業種の指定を行い、56年には、これに加えて中小企業者に対し経営の安定化を図るために緊急に運転資金等の貸付けを行う中小企業体質強化資金助成制度の活用指導、国産材産業振興資金(素材引取資金)の融資限度額を増額する特例の設定等を行った。また、需給を均衡させ価格の安定を図るため、56年後半以降において普通合板製造業及び北海道の一般製材業に対し不況カルテルの認可等の各種不況対策を実施した。

木材関連業界の今回の不況の要因は、需要の長期停滞、木材輸入環境の変化など構造的なものであるとみられるため、上述のような不況対策とともに、将来の我が国の木材需給動向

等を見通し、地域ごとの木材産業の立地条件等に対応した木材産業再編整備対策が必要となっている。

(2) 木材の販売を行っている木材流通関係事業所数の50年から55年にかけての変化をみると、事業所数は、55年には4万617事業所となり、50年に比べ252事業所増加した。このうち木材販売を主たる業務とする事業所数は55年には2万651事業所で50年に比べ986事業所増加し、内訳では製材業を兼業するものが19%減少したものの、木材センター、木材販売業者、木材市売市場がそれぞれ13%、8%、5%増加している。このように木材流通関係事業所数は、最近における木材需要の大幅な減少等により取扱量が縮小する中で増加しており、木材流通業者の経営上今後の問題を残している。

(3) 製材工場数は、49年以降連年減少を続け、55年も前年に比べ300工場減少し2万2,241工場となった。また、国産材専門工場が増加し、外材専門工場及び併用工場が減少するという変化は、54年に引き続き55年にもみられた。

製材業が長期にわたる製材品需要の低迷の下で安定的な経営を続けるには、経営の近代化、合理化を一層推進するとともに、需要に見合った供給体制の整備、需要の確保と拡大、国産材への原料転換など構造的、長期的な対応が必要となっている。

(4) 合単板工場数は、50年以降連年減少を続け、55年も前年に比べ10工場減少して644工場となった。

合板製造業は、53年末以降における木材価格の急上昇の過程で、原木の価格上昇と供給の先行き不安、代替品の進出や輸入合板との競合、在庫能力の不十分さなどによる市況の大幅な変動等の問題が顕在化し、このため、54年からは未利用樹などの利用促進、生産性向上のための生産方式の適性化等を促進する新たな構造改善事業を開始している。また、合板価格の変動の緩和等を図るため、54年末から「先物取引制度」の導入に関する検討が行政及び関連業界を通じて行われている。

(丸太の生産)

55年の丸太生産量は、前年に比べ2%増加して3,405万m³となり、2か年連続して対前年増加となった。

これを樹種別にみると、主として製材に用いられるスギ、ヒノキは住宅建設の低迷により微減したが、パルプ・チップに用いられるアカマツ・クロマツ、広葉樹はパルプ・木材チップ

ブ原木の需要の高まりと松くい虫被害の増加で急増した。

また、丸太の生産、流通の重要な担い手である素材生産業者の数は、45年の3万7,000から55年には2万1,000と10年間に4割減少したが、経営形態別にみると森林組合及び会社の組織的業者の減少度合が小さいのに対して個人業者の減少度合が大きい。

(造林の動き)

55年度の人工造林面積は、前年度に比べ8%減少して16万4,000haとなった。なかでも、その8割を占める拡大造林面積は前年度に比べ9%減（再造林は4%減）と特に減少が著しいが、その減少度合は拡大造林適地の多寡などから地域によって異なっている。現在の人工林面積が目標人工林面積の7割程度の水準にある拡大造林後発地域（例えば、東北、北陸）に比べて、目標の8割を上回る高い水準に達している拡大造林先発地域（例えば、南近畿・四国、九州）は拡大造林の減少度合が大きい。

また、55年度の人工造林面積について造林を行った主体別にみると、国営が横ばいであるのに対して、私営及び公営は減少している。なかでも、これまで減少度合の小さかった公営は、厳しい財政事情等を反映して大幅に減少しているのが目立っている。近年の人工造林面積の減少要因をみると、地域によっては造林適地が少なくなったこともあるが、なお積極的に拡大造林を必要とする地域も広く存在しており、これらの地域では、(1)木材価格の低迷、造林事業費の増大による造林意欲の低下、(2)造林に投入できる家族労働力の減少、(3)造林資金の調達困難、(4)造林対象地の奥地化などが挙げられる。

今後、地域によって森林の整備状況が異なっている現状にかんがみ、それぞれの地域の特質に応じた造林推進の施策が必要になっている。

(間伐の実行)

昭和20年代から積極的に造成された人工造林地の多くは現在16～35年生（IV～VII級）の間伐期に達しており、その面積は56年にはおよそ475万ha（私・公有林375万ha）で、人工林面積の約半分に相当する膨大なものとなっている。このうち、私・公有林について緊急に初回間伐を必要とする森林面積は、ほぼ193万haと見込まれている。

最近における私・公有林の間伐実施状況は若干の増加傾向を示しているものの、主伐に比べコスト高であること、小径木の利用分野が狭く販売価格が低いこと、山林保有者（林業経営体）の間伐に対する認識や技術が低いこと、林道等基盤整備が不十分であることなどから

年間 10～15 万 ha 程度にすぎず、緊急に間伐を必要とする森林面積に対して不十分な水準にとどまっており、森林資源整備上の大きな問題となっている。

このため、森林組合などを中心とした地域ぐるみでの積極的な間伐の促進が今後とも必要となっており、この場合に小径木が大部分を占める間伐材が大量に市場へ出回ることが見込まれることから、これを安定的に利用し商品化するような需要の開発と需要者・供給者間の間伐に関する情報交換の円滑化が重要な課題となっている。

(松くい虫被害)

55 年度の松くい虫(マツノマダラカミキリ)が運ぶマツノザイセンチュウによる被害は、過去最高を示した 54 年度の 243 万 m³ に比べ 14%減少して 210 万 m³ となっているものの、依然として激甚な状況にある。

最近の被害の傾向をみると、従来被害が比較的軽微であった茨城、栃木、静岡、愛知、鳥取等の各県では激増し、一方被害が比較的早くから発生していた九州、四国、中国の一部では減少傾向を示している。また、これまで被害がみられなかった区域にも被害が拡大して、53 年度には群馬、埼玉、新潟、福井、山梨の 5 県で、54 年度には岩手、山形の 2 県で新たな被害が発生しており、55 年度の被害面積は松林のほぼ 4 分の 1 に相当する約 67 万 ha に及んでいる。

このような状況の下で、現行の「松くい虫防除特別措置法」が 57 年 3 月 31 日で失効することにかんがみ、現行法の一部を改正し、この異常な被害の早急な終息を図るとともに松林の有する森林としての機能を確保していくために、薬剤の空中散布のほか、被害木の伐倒及びこれと併せて行う破砕、焼却等を内容とする特別伐倒駆除や樹種転換等を含めた松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進していくことが必要となっている。

(豪雪等の気象災害)

56 年は、豪雪、豪雨、台風などによって、近年例をみない森林被害の多発した年となった。

まず、55 年 12 月から 56 年 3 月にかけて東北・北陸地方を中心に発生した異常豪雪による被害をみると、私・公有林が 22 府県 588 市町村において被害面積 29 万 ha、その被害額 741 億円に、国有林が被害額 44 億円に達し、特に人工林の被害としては未曾有の被害規模となった。その復旧については、従前の施策のみでは対応に限界があることなどから、56 年

4月「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の一部改正によって被害木の伐採・搬出、その跡地の造林、倒木の引きこしなどを行う森林災害復旧事業が創設され、被害森林の早期復旧を図っている。

また、8月の台風12号及び15号、10月の台風24号による風水害など、北海道を中心に森林被害が相次いで発生した。

この結果、55年末の豪雪災害から56年10月の台風24号までの主要災害の被害額は、私・公有林、国有林合わせて976億円の巨額に上っている。

このように被害額が増加したのは、異常気象の多発によるものであるが、我が国の森林に除・間伐などの手入れが十分に行き届かない人工林が増加してきたことにも一因があると考えられる。今後、被害を防ぐための除・間伐などの手入れを積極的に行うとともに、被害が生じた場合の復旧を容易にするため森林損害てん補制度への加入促進が重要となっている。

(特用林産物の生産)

特用林産物は、しいたけ等食用きのこをはじめその種類が数十品目の多くに上り、その生産は国民の消費生活の高度化、多様化に伴い年々活発化しており、55年の総生産額は前年に比べ7%増の3,030億円となった。

55年のしいたけの生産量は、天候に恵まれたこと、有効ほだ木量が増加したことなどから、乾しいたけが前年を11%も上回る1万3,600トン、生しいたけも3%増加して7万9,900トンと、ともに史上最高となった。また、55年の市場価格は、乾しいたけがkg当たり4,484円で前年より2%下落し3年続きの値下がりとなったのに対して、生しいたけはkg当たり900円となり前年に比べ5%高で4年ぶりの上昇となった。

55年の原木伏込量は、近年しいたけの価格が低迷していること、原木の確保が次第に困難になっていることなどを反映して前年に比べ3%減の205万m³となり、5年ぶりに前年を下回った。しいたけ原木の需給を乾しいたけ、生しいたけ別にみると、生しいたけ用原木の県外依存率は乾しいたけのそれよりも著しく高くなっている。また地域別にみると、南関東・東海地域は県外依存率が高く、一方東北地域及び東山地域では県外へ移出している。このように原木資源が地域的に偏在していることなどから原木の安定的確保がしいたけ生産の課題となっているが、当面は地域間の流通を、長期的には原木林の造成を図っていくことが必要となっている。

特用林産物は、その大部分が農山村で生産され、また複合経営の重要な一部門となっており、他に所得機会の少ないこの地域の収入源として、地域経済に大きく寄与している。

しかしながら、特用林産物の生産については、原木等特用林産資源の造成・確保、路網の形成等の生産基盤の整備、技術の開発・普及、流通・加工の近代化がいまだ不十分な状況にあり、これらを積極的に推進するため、集落などを単位として地域ぐるみで取り組む体制づくりが重要となっている。

(森林資源の整備)

(1) 我が国の森林資源は、56年3月末現在、面積2,528万ha、蓄積24億8,400万m³、人工林率39%となり、51年に比べ蓄積で2億9,800万m³、人工林率で2ポイント上昇した。しかし、なお人工林には除・間伐など手入れを必要とする若齢のものが多く、我が国の森林資源は育成途上にある。

森林資源は、国民の多様な要請にこたえるため、55年5月に策定した「森林資源に関する基本計画」に示された方向を目標として今後も積極的に整備を図っていくことが必要であり、そのための生産基盤の整備や労働力の確保などが課題となっている。

(2) 森林資源の整備・充実を図っていくためには、森林計画制度に基づく適切な施業を計画的に推進することが必要である。私・公有林については、山林保有者が自主的に作成し、都道府県知事の認定を受ける森林施業計画の制度が実施されており、56年3月末現在の認定面積は私・公有林面積（都道府県有林面積を除く。）の58%に当たる947万haに達している。

また、これと併せて、近年の我が国林業を巡る厳しい諸情勢に対応し地域林業の発展を図るため、各種の森林・林業施策を市町村等が主体となって総合的に推進する林業振興地域整備計画の策定が各地で進められており、計画に即した地域ぐるみの林業生産活動の活発化が期待されている。

(林道の整備)

林道は、合理的な林業経営及び森林が有する多角的機能を発揮するためのきめの細かい森林施業を実施するために欠くことのできない施設であるとともに、地域産業の振興と住民の福祉の向上に大きな役割を果たしている。

55年度の林道開設量は3,233kmで、その結果、56年3月末現在の林道の開設延長は9万8,564kmに達している。これは「森林資源に関する基本計画」における林道の整備目標に対して36%の水準であり、なお今後の林道の計画的整備が重要な課題となっている。

一方、作業道は、集運材及び造林作業に付随して臨時的に設けられ、丸太生産や育林の費用を軽減する機能を有することから、その開設が近年増加する傾向にある。

(林業労働力の動向)

林業労働力の動向についてみると、55年1月以前の1年間に1日でも林業に従事した農家及び林家の世帯員は124万1,000人を数え、また、55年7月以前の1年間に150日以上林業事業体等に雇用された林業専門労働者は11万人を数えている。これは45年に比べると、前者が37%減少しているのに対し、後者は18%の減少にとどまっており、林業労働力の中に占める雇われ専門労働者の割合は高まっている。

一方、林業就業者の年齢階層別シェアをみると、40歳未満の就業者は45年には40%であったが55年には18%に減少し、逆に50歳以上の就業者は29%から48%に増加しており、高齢化が進んでいる。

今後、林業労働力を安定的に確保していくためには、林業の基盤整備を図り林業を就業の場として魅力あるものとするとともに、林業労働者の就労条件を向上させることが必要となっている。また、林業労働力の高齢化に対処して伐出作業等の技能を習得した基幹的な若年林業労働者の養成を図ることが重要となっている。

次に、林業労働者の福祉の向上と安定的確保を図るため、53年度から実施してきた林業従事者中小企業退職金共済制度適用促進対策の成果を踏まえて、57年1月から「中小企業退職金共済法」に基づく林業に係る特例的退職金共済事業が開始された。

(経営体の動向)

(1) 林業経営体数の9割を占める林家の55年度の経営動向を保有山林（経営森林）規模5～500ha層の林家1戸当たりについてみると、林業所得は、特用林産物生産による収益が増加したものの、木材価格の低下から立木販売による収益が減少したこと、また、請負わせ料金等の経営費が増加したことから、40万5,000円と前年度に比べ17%減少した。

また、その自営林業に対する労働投下量をみると、中規模及び大規模林家で減少したが、小規模林家で特用林産物生産への投下量が増加したことから、平均では54人日と前年度に比べ8%増加した。

(2) 「世界農林業センサス」によると45年から55年にかけての保有形態別山林面積の変化には公有林の増加が目立ち、55年の地方公共団体等の保有山林面積は289万haと45年に比べ10%の増加となった。これは、都道府県の林業（造林）公社等の分収林の増加によるものが大きく、近年、拡大造林が容易に進展しない中であって、地方公共団体等の積極的な造林意欲がうかがわれる。しかし、54年度の経営状況は、都道府県有林では40道府県で経営に要する費用の一部を起債によって補っており、また、市町村有林では全事業体の支出合計が収入合計を43%上回り、更に、ほとんどの林業公社では借入金が増大になるなど、非常に厳しい財政事情にある。

このため、今後、主伐期までの資金調達をいかに円滑に進めるかが公有林経営の課題となっている。

(3) 森林組合についてみると、組合数は、56年3月末現在1,933組合であり、経営基盤の強化等を目的とした広域合併の推進等により、前年に比べ56組合減少した。

54年度の主な経済事業の実行状況をみると、丸太生産は前年度に比べ2%増の227万m³、人工造林面積は7%増の7万4,000ha、保育面積は14%増の70万5,000haで、これらが私・公有林全体に占める割合は、丸太生産で9%、人工造林面積で54%となっている。また、これらの事業の実行を担っている作業班についてみると、70%の組合が作業班を組織しており、その班員数は6万1,000人を数え前年度に比べ微増している。

(国有林野事業とその経営改善)

(1) 国有林野は、我が国森林面積の3割を占め、林産物の計画的、持続的な供給、森林の公益的機能の発揮、農山村地域振興への寄与など我が国経済社会に重要な役割を果たしている。

しかし、国有林野事業の経営は、近年、国産材価格の低迷と諸経費の上昇、伐採量の制約、管理部門の相対的過大などにより連年多額の損失を計上するなど厳しさを増している。

このような状況に対処してその経営の健全性を確保するため、53年に「国有林野事業改善特別措置法」が制定され、これに基づいて「国有林野事業の改善に関する計画」を定めて、

財政の支援を受けつつ自主的な経営改善の努力を進めている。

(2) 「国有林野事業の改善に関する計画」に基づいて、53年度から実施した主な経営改善の進展状況は次のとおりである。

(1) 生産基盤の整備については、一般会計からの繰入金及び資金運用部からの長期借入金を得て、着実に造林及び林道の開設を実施した。

(2) 事業実行体制の整備については、企業の能率性を尺度として、非能率な直よう事業の廃止を含む現場作業の改善を進めるとともに、請負事業体の活用を図った。

(3) 労働生産性については、直ようの丸太生産において、作業仕組及び現場管理の改善に努めたことにより、55年度は52年度を100とした場合119に向上した。

(4) 要員規模の適正化については、高齢職員の退職促進、新規採用の抑制などにより53年度から55年度までの間に53年度の職員数の10%に当たる約6,600人の縮減を図った。

(5) 組織機構の簡素合理化については、53年度に北海道内5営林局を1営林局4支局に再編整備したほか、9営林署の統廃合を実施し、更に、56年度には7営林署の統廃合を実施した。また、営林署の課、事業所などについても事業の実態に即して統廃合を行った。以上のように、国有林野事業の経営改善は、計画的かつ着実に進めている

(3) しかし、その財務状況には、伐採量の限界、最近の木材価格の下落などによる収入の減少と諸経費の上昇による支出の増大がみられ、55年度も実質収支は1,354億円の支出超過となっており、引き続き損失の発生と多額の借入金依存を余儀なくされている。

このような中であって、国有林野事業の使命を果たしていくためには、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、自主的な改善努力を一層進めるとともに財源措置の拡充を図り、経営の健全性を確立することが急務となっている。

(山村と森林・林業)

山村は、農林産物の供給、水資源のかん養、自然環境の保全等我が国の均衡ある発展にとって重要な機能を有する地域であり、また、多くの林業従事者の生活の場でもある。

55年の山村地域の人口は、50年に比べ5%の減少となり、45年から50年にかけての

7%、40年から45年にかけての12%に比べ減少率は鈍化した。しかし、山村地域では、今日、主要産業である林業の生産活動の停滞や生活環境基盤整備の立ち後れ等がみられ、地域社会の維持、発展を図る上で難しい問題を数多く抱えており、これらが林業にとっても経営の安定化と林業労働者の定着化を阻害する大きな要因となっている。

このため、山村においては農林業を通じた地場産業を育成することによって、農林家の経営基盤の確立と所得の安定を図ることが重要となっている。特に、しいたけ等の特用林産物生産は、森林資源がまだ育成過程にある山村においては、農林複合経営の一環として農林家の労働力の効率的活用と所得確保の上で重要な位置を占めており、特用林産物生産の活発化を通じた地域振興が期待されている。

(国民生活と森林の公益的機能)

森林は、木材などの林産物を供給する経済的機能とともに、国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等の多様な公益的機能を有しており、これらの総合的な発揮を通じて国民生活と深く結び付いている。

(1) 国土の保全についてみると、56年には、北陸、東北地方を中心とする豪雪に伴う融雪及び関東、東北、北海道を通過した台風15号等により、山地の崩壊、地すべり等が発生するなど、近年にない大規模な山地災害が発生し、これらに対処して緊急治山事業、復旧治山事業等を実施した。また、現行の治山事業は、第五次治山事業五箇年計画（52年度から56年度まで）に基づき、特に山地に起因する災害の防止、森林の水源かん養機能の向上及び都市周辺的生活環境の保全・形成を重点として積極的かつ計画的な推進を図ってきた。

しかしながら、近年、経済社会の進展に伴い都市の拡大が進むとともに、国土の開発が山地にまで及ぶなど災害発生危険性が増大していること、水需要が増加していることなど国土の保全を巡る情勢には依然として厳しいものがあり、更に、54年に策定された「新経済社会七カ年計画」においても国土保全部門の重要性が指摘されている。このため、山地治山対策を積極的に推進して、国土の安全性の向上を図るとともに、森林の水源かん養機能の拡充強化、森林による生活環境の保全・形成、保安林機能の質的向上及び海岸保安林の保全を図る治山事業の拡充強化が重要な課題となっている。

(2) 近年の水使用量の推移をみると、産業構造の変化、節水意識の高まりなどにより伸び率は生活用水、工業用水とも鈍化しているが、総量では依然としてそれぞれ増加している。このような状況の中で、水源かん養上特に重要な森林として森林面積の約2割に当たる542万haを水源かん養保安林に指定し、伐採の方法・限度、植栽の義務など適切な森林施業を

確保することによってこの機能の維持向上を図っている。

(3) 森林のレクリエーション的利用についてみると、区域の大半が森林で占められている国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数は、近年ほぼ横ばいとなっている。

また、日常の生活の中で自然に触れる機会が少ない児童、青少年について、森林、林業などの現状及び人間とのつながりを学習させるため、地方公共団体、国有林等が、森林、植物、動物など自然と接する野外教育を自ら行うとともに、学校教育等にその場を提供している。

(4) 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるためには、通常の施業に加えて特別の施業及び施業の規制を行うことが必要な場合があり、森林の公益的効用を受益する側にも、森林の造成・維持などに要する費用の一部を負担してほしいという要望が、森林所有者、森林が所在する地方公共団体等の中で強まっている。

このような状況の中で、特に水源かん養機能については、近年、その効用を受益する地域の地方公共団体等が費用の一部を負担する事例が増えている。公益的機能に関する受益者負担については、林業者、受益者双方の調整が図られた適正かつ合理的な費用負担の在り方を明確にすることが必要となっている。

(森林造成など林業分野の経済協力)

世界の森林資源は開発途上国を中心として減少が続いており、これが世界の木材需給の不均衡をはじめ、地域の砂漠化、水源の枯渇、土壌の流出、洪水による災害など、地域はもとより地球全体の環境をも左右するような諸種の弊害をもたらしており、早急に森林の破壊を食い止めることが全地球的な課題となっている。

しかしながら、開発途上国における森林資源の多くは、重要な輸出所得源であるとともに燃材としてのエネルギー供給源であり、更に焼畑による食糧生産が行われるなどその利用はそれぞれの国の地域経済社会と深く結び付いている。一方、森林資源の維持・造成及び開発・利用の技術の未確立、森林造成に対する投資資金の不足など、開発途上国は多くの問題を抱えている。このため、先進国や国際機関の開発途上国に対する伐採跡地の造林、未利用樹の利用等林業分野での技術や資金面の協力の必要性が高まっている。

先進林業国として、また膨大な木材輸入国でもある我が国は、開発途上国の要請にこたえて林業分野における経済協力を積極的に推進しなければならない立場にあり、現在、主として国際協力事業団による政府間の技術協力、民間企業等を通ずる開発協力などが行われて

いる。

これらのうち、特に森林造成に係る技術プロジェクトについてみると、フィリピンのパンタバンガン地域及びインドネシアの南スマトラでは造林技術の開発、訓練が、タイでは造林の機械化などの開発、技術訓練が、それぞれ実施されており、これらに対する開発途上国の期待は大きい。

林業分野における経済協力の推進は、世界の森林資源の保護育成、開発途上国の調和のとれた発展、相手国との友好関係の維持発展等の面から重要であるとともに、開発途上国の木材供給能力を高め、世界の木材需給の緩和に寄与することを通じ、我が国の木材輸入の安定的確保を図るためにも重要となっている。

II 林業経営の現状と林業発展の課題

我が国の林業経営体は、その規模が零細から大規模まで、形態が家族的経営（林家）から国営まで多岐にわたり、その経営活動も造林から丸太生産までを一貫して行うもの、立木で販売するもの、労働力について自家労働力に依存するもの、雇用労働力あるいは委託・請負わせに依存するものなど様々である。

これら経営体の林業経営は、木材需要の停滞、林業経営諸経費の増大、山村の過疎化等の近年の我が国林業を巡る厳しい情勢の中で、全般的に不振の様相が濃く、このまま推移するならば公益的機能をも発揮している森林資源の維持造成に重大な事態を招きかねず、早急に打開策を必要としている。

ここに、我が国森林面積の6割強を占め、規模・形態が多岐多様にわたる私・公有林の経営体（都道府県有林を除く。）について、高度成長経済のまっただ中にあった40年代半ばの時点と2度にわたる石油危機を経て安定成長経済の段階にある現時点とにおける林業経営を、農林水産省「世界農林業センサス」等により比較・分析し、現在、林業経営が直面している問題点とその課題を探るとともに、我が国林業の発展方向を考えてみよう。

1 林業経営環境の変化

40年代半ば以降、林業経営を巡る諸情勢には多くの変化がみられるが、それには我が国林業の発展にとってまことに厳しいものがある。

(1) 木材価格の低迷と労賃等の上昇

国産材は、木材需要が48年をピークとして停滞し、非木質系資材の進出が強まる中で外材シェアの上昇などもあり、その価格が低迷を続け、特に一般材価格や立木価格にその傾向が著しく現れた。現在では国産材一般材の販売について、かつての林業経営体の主導的な状況がみられなくなり、全般的に買い手市場的状况となっている。また、間伐材については、その生産が次第に増加しているにもかかわらず、第IV章の1でみるごとく生産コストが高いこと、足場丸太、くい丸太等への小径木の需要が激減したことなどから、販売不振が深刻なものとなっており、造林資金の早期回収を困難にしているばかりでなく、健全な森林の造成を滞らせている。

更に、国産材の生産・流通面の合理化についてもその立ち後れが目立っている。

一方、支出面についてみると、45年から55年の間に木材伐出業職種平均賃金及び造林業職種平均賃金が共に3.3倍と上昇したにもかかわらず、厳しい自然条件や林道等生産基盤整備の立ち後れなどから、各作業にこれら賃金の上昇に見合う生産性の向上がみられず、支出の大宗を占める労賃部分が増大した。また、この間に石油製品の価格が6.5倍になるなど経営資材の値上がりも激しいものがあつた（図II-1）。

この結果、スギ1ha当たりの地拵から保育間伐までの造林費と林齢50年生の時点における立木価格を、それぞれ標準的な地域について試算して比較すると、46年には立木価格が造林費の12.1倍（50年間の利回り5%台）であつたものが、56年には4.6倍（利回り3%台）に低下している。また、経営森林面積（保有山林面積）20～500ha層の林家では、46年から55年の間の林木蓄積の増減を含んだ林業採算所得の伸びは3.0倍に増加しているが、林木蓄積の増減を除いた林業所得の伸びは伐採量の低下もあつて1.7倍にとどまっている。

木材価格の低迷、労賃等の上昇がもたらした林業経営の採算性の低下は、林業への投資を減少させ拡大造林における公社・公団等公的造林の割合を高めているとともに、生産活動の低下を招き家計等における林業収入への依存度を低めている大きな要因の一つとなっている。

(2) 林業労働者の専門化傾向と高齢化の進行

林業生産の基地である山村には、産業基盤、生活環境等定住条件の整備に立ち後れがみられ、経済地帯別山村の人口は、45年から55年の間に12%減少し、35年から45年の間に22%減少したような高い割合はみられなくなったものの依然として減少が続いた。このため、振興山村の区域では国土面積の約5割を占める広がりにも全人口の5%弱が居住している

にすぎない状況になっているとともに、山村の林業労働力が減少した。

また、経営森林面積 1ha 以上の林家の主業は、45 年には農林業が 60%を占めていたが、55 年には 39%に低下し、代わって農林業以外の恒常的勤務が 20%から 36%に増加しており、山村においても農林家がより安定した収入を求めて農林業以外の職種に従事しサラリーマン化する傾向が強まっている。更に、林業の作業に 1 日でも従事した農家及び林家の世帯員は、45 年の 198 万人から 55 年の 124 万人へと 37%減少した。一方、同期間に年間 150 日以上雇われた専業林業労働者は 13 万 5,000 人から 11 万人へと減少したものの、その割合は 18%の減少にとどまっており、林業労働力には専業労働者の占める割合が高まっている。

このような山村農林家及び林業労働力の動向を反映して、林業労働力を農業等と組み合わせた自家労働力や季節的・臨時的雇用労働力に依存してきた林業経営体では、専業労働者を抱えた森林組合、素材生産業者等の事業体に作業を委託・請負わせする傾向が強まっている。しかしながら、近年の林業生産活動の停滞はこのような事業体の安定的事業の継続を困難にしており、専業労働者の就業が不安定になりがちな状況が生じている。

更に、林業労働力には若年層の新規就業が少なく、就業者の高齢化が進み、45 年には全林業就業者のうち 50 歳以上の者の割合が 29%であったのが、55 年には 48%に増加している。林業労働力の高齢化は重筋労働が多い林業労働の生産性の低下の面とともに、今後における技能労働の後継者の安定的確保の面で憂慮される。

(3) 林地取引と不在村森林所有者の増加

40 年代後半、各種開発事業の活発化とそれに伴う土地ブームにより、地価が安い等のため林地が、折からの金融緩和で潤沢な資金を有する私企業等によって活発に取得された。

48 年度には全山林取引面積のうち法人の占める割合が 62% (50 年度には 33%) に及び、また、不動産取得税課税対象面積の推移を山林についてみると、54 年度に比べ 47 年度は 3.0 倍、48 年度は 3.5 倍、49 年度は 2.0 倍になっている。

このため、林業を目的として取り引きされた林地の価格は、45 年には用材林地 1ha 当たり 33 万円であったが、50 年には 65 万円、更に 55 年には 86 万円と 45 年の 2.6 倍に上昇し、同期間におけるスギの立木価格の上昇が 1.7 倍であったのに比べ高い上昇を示した。

このような林地取引や価格の動向に対する林家の意向をみると、一部には「資産価値が増

加する」と肯定的なものもみられるが、大部分は「経営規模拡大の妨げとなる」、「造林意欲を失う」等の影響を挙げ、長期安定的に経営を営むことが望ましい林業にとって大きな問題であるとしている。

更に、このような林地取引の活発化は、私有林に不在村者が所有する森林の増加をもたらしている。

私有林の不在村者所有面積は、45年から55年の間に全国で50万ha増加して265万haに達し、私有林面積の19%に及んでいる。不在村化の要因には林地取引のほか挙家離村、相続・譲渡等が考えられるが、不在村化が著しかった地域は離農による挙家離村が加わった北海道を別にして以下、岐阜県、青森県、滋賀県等の大規模開発やレジャー施設の建設や計画が盛んであった地域であり、この間の林地取引には林業以外を目的としたものの割合が高かったことがうかがわれる。

これらの不在村所有者の中には、林地の林業的利用を低下させているものもみられ、森林造成上不可欠な適期適作業の実施や森林被害の防止への的確な対応を困難にしている。

2 林業経営体の現状と問題点

前述のような林業経営を巡る諸情勢の変化が、経営体に及ぼしている影響とそこにみられる林業の発展に係る問題を林家と林家以外の経営体に分けてみる（図II-2）。

(1) 林家

(1) 零細・小規模（経営森林面積1~20ha）層の林家は、45年の110万戸から55年の106万戸へと減少したが、その面積は私有林の38%を占めており、数の上では経営体の中で圧倒的な割合を占めている。

この階層は、一部には林業収入で家計の一端を担わせているものもみられるが、大部分は農業を営むかわら森林を農用林として利用するかあるいは資産形成の一環として経営してきた。しかし、近年は農家の減少を反映して農家林家の減少と非農家林家の増加が目立ち、農家林家においてもより安定した収入を求めて恒常的勤務に就く者の割合が高まっている。

その経営森林をみると、55年における人工林率は52%、人工林率80%を超える林家の割合は34%とそれぞれ高い水準に達しているが、一方、人工林に占める31年生以上の森林の割合は15%と他の階層に比べて低く、資源造成面では拡大造林のピークを過ぎたもののい

まだ伐採できる森林が少ないいわゆる端境期の状態が顕著になっている。

農林業依存度合の低下や拡大造林の一巡に加えて、過疎化で増加した老人世帯の中には森林造成への意欲を失ったものもみられ、45年から55年にかけて植付けを行った林家が6割減、林産物を販売した林家が7割減と他の経営体に比べて生産活動の停滞が目立っている。また、世帯員の林業への従事者数も減少が大きい。この傾向を経営森林面積1～5ha層と5～20ha層とに分けてみると、5～20ha層の生産活動は次の中規模層と1～5ha層の中間に位置付けられ、規模が小さくなるほど林業とのかかわりが薄くなっている状況がみられる。

経営体数で大きな割合を占めるこの階層のこのような動向は、これら林家を中心とする集落共同体的組織で運営されている財産区、慣行共有等の経営体を含めて地域全体の林業活動を低下させる要因となっている。

中規模（経営森林面積20～100ha）層の林家は、45年の4万5,000戸から55年の4万7,000戸へとわずかに増加し、その面積は私有林の15%を占めている。この階層は山村地域では農業経営の規模も大きい層に属し、55年の主業は農業が39%、林業が9%と45年より減じているものの他の階層に比べ農林業の割合が高い。

その経営森林をみると、55年における人工林率が54%、人工林率80%を超える林家の割合が32%、人工林に占める31年生以上の森林の割合が21%に達し、人工林の整備状況を表す指標はいずれも高い水準を示している。

また、55年の生産活動は、45年に比べて全体的に低下しているが、この中で丸太販売を行った林家が増加しているのが注目される。この動きは他の規模の大きい経営体にもみられ、近年、製材工場等の素材生産部門の縮小や国産材について買い手市場的状况もみられる中で経営体が木材の販売を立木から丸太へ切り換えている状況がうかがわれる。

更に、労働力については、45年には造林労働力の42%を直接雇用していたが、55年にはその割合が22%に低下し、自家労働力や委託・請負わせが増加している。

この階層は、近年の農林業所得の伸び悩みなどの厳しい条件の中でその家計の維持及び林業経営の継続が不安定になっており、意向調査においても林政に対する要望として「木材価格の安定」を挙げているものが他の階層に比べ多い。その経営規模から前述の小規模層の一部とともに地域における林業の中核的存在となっているこの階層における農林業所得の伸び悩みは、地域の林業振興を妨げる大きな要因となっている。

(3) 大規模（経営森林面積 100ha 以上）層の林家は、3,500 戸（55 年）と少ないが、その面積は私有林の 9%を占めている。55 年の主業は、農林業以外の自営業（34%）に次いで林業の割合が高く（27%）、林業所得も年間 1 戸当たり平均（経営森林面積 100～500ha 層）では 472 万円を数えており、林業への依存度合は高いが、反面、年間林業所得が 10 万円未満の林家が 42%も占め、林業にほとんど依存しないものも多い。

その経営森林をみると、55 年における人工林率 80%を超える林家や人工林に占める 31 年生以上の森林の割合は他の経営体に比べかなり高い水準にあるが、一方、人工林のない林家も多く、早くから人工林の整備が進んでいる林家と人工林の整備が遅れている林家との両極端がみられる。

また、生産活動は全般的に低下しているが、55 年に林産物を販売した林家は 2.2 戸に 1 戸の割合と経営規模が大きいことから他の階層に比べ高くなっている。

更に、労働力については、45 年には造林労働力の 65%を直接雇用していたが、55 年には 25%に低下し、代わって委託・請負わせが同期間に 28 形から 62%に増加しており、直接雇用が減少し委託・請負わせへの依存を高めている。

国産材一般材価格の低迷、経営諸経費の増大などに対処して、この階層を中心に価格水準の高い大径材の生産と省力化を目指して伐採時期を延長しようとしている傾向がみられ、意向調査ではこれが大規模層で主伐を行わない最も多い理由となっている。このような傾向は現在の林業を巡る諸情勢への個別経営の対応策ではあろうが、これが強まれば地域における生産活動の活発化を図ろうとしている当面の国内林業の課題の上からは問題といえよう。

(2) 林家以外の経営体

(1) 経営森林面積 1ha 以上の会社は、55 年には 1 万 1,000 を数え、45 年に比べ会社数で 2.3 倍、面積で 1.3 倍に増加した。

45 年から 55 年にかけての会社ごとの経営森林面積の変化をみると、経営森林面積を増加させた会社が 32%、減少させた会社が 12%と他の経営体に比べ圧倒的に増減させた割合が高く（林家では増減ともに 6%）、林地を販売用不動産として取得した会社が多いことがうかがわれる。この結果、同期間に業種別会社数は、サービス業が 3.6 倍、建設業が 3.5 倍、金融・保険・不動産業が 2.6 倍に増加している。また、55 年の業種別会社数の割合は、金

融・保険・不動産業が 22%，サービス業が 17%，木材加工以外の製造業が 17%を占め，林業を主業としている会社は 6%と少ない。

その経営森林をみると，55 年の人工林の整備水準は他の経営体に比べ最も低く，45 年のそれと比べてもほとんど変化しておらず，なかでも人工林のない会社は逆に増加し，その割合は 55%（林家では 17%）に及んでいる。また，生産活動もその経営規模からみれば低い水準にあり，特に経営森林面積 1～100ha 層では林産物を販売した会社は 34.5 経営体に 1 経営体の割合と極端に低くなっている。

林業や木材加工が主業種である会社を別にして，多くの会社にみられる人工林整備の後れ，生産活動の停滞など消極的な林業経営は，比較的 1 か所当たりの経営面積が広いこと，不在村が多いことなども加わって地域の資源を活用し，計画的に施業を進めていこうとする上で大きな問題となっている。

(2) 経営森林面積 1ha 以上の市区町村，財産区及び地方公共団体の組合は，55 年には 3,200，その面積は 134 万 ha を数え，その多くは地域における災害の防止や環境の保全あるいは基本財産の造成を目的として林業経営を行っている。

その経営森林をみると，55 年における人工林率は平均的水準に達しているが，人工林のうち 31 年生以上の割合は 10%にすぎず（林家では 18%），他の経営体に比べ最も低い水準にあり，若齢林が多い。

また，55 年の生産活動では，植付け，手入れを行った団体の割合が他の経営体に比べて高い。一方，丸太生産量は，45 年から 54 年の間に 34%減少し，他の経営体に比べ減少度合が大きくなっている。

これらの経営体は，近年拡大造林を積極的に進めた結果造林費が増大し，55 年には 1,200 団体が造林費用等に平均 8,000 万円の借入金を抱えている一方，間伐材の販売不振などから収入を増加させることが難しく，多くの経営体で支出が収入を上回る状況にあり，保育資金の調達や借入金の償還が大きな問題になっている。

(3) このほかの林業経営体には，社寺，共同，団体・組合及び慣行共有があり，55 年の経営森林面積 1ha 以上の経営体は，経営体数では最多が共同で 7 万，最少が団体・組合の 7,000，経営森林面積では最大が慣行共有で 117 万 ha，最小が社寺で 11 万 ha となっている。これら経営体における 45 年から 55 年の間の変化では，入会林野等の整備により慣行共有が減少し，生産森林組合を含む団体・組合が増加したのが目立っている。

これらの経営体の多くは、その成立に歴史的経緯があり、入会林野等にみられるように、これまで農林家を主体とした集落共同体的組織によって経営され、労働力も構成員の無償労働によって確保してきた。しかし、近年の山村社会の変ぼうにより従前のような形での経営を続けることが困難になっており、その生産活動は低下している。

以上のような林業経営を巡る厳しい情勢と経営体にもみられる様々な問題の発生は、林業生産活動を著しく低下させており、55年の丸太生産量は45年の75%の水準に、人工造林面積は要拡大造林面積の減少も加わって45年度の46%の水準に、それぞれ低下している。

林業生産活動の低下は、林業経営と木材の流通加工を結び付けるかなめに位置し国産材の生産流通の有力な担い手である素材生産部門と国産材に依存している流通加工部門の弱体化を招いているとともに、市場への国産材の安定的な供給を停滞させ、これらがまた林業経営を一層不振に導くといった悪循環さえも生じさせている。

このような事態は、ひとり林業経営体をぜい弱化させるのみならず、山村地域社会の機能を低下させ、これまで森林・林業を支えてきた山村住民が林業活動から離れ森林資源の整備を滞らせることから、森林が有する公益的機能を確保する上からも重大な支障が生じつつあり、我が国の均衡ある発展にとって大きな問題となっている。

3 林業経営を巡る新しい動き

林業経営を巡る厳しい状況の中にあって、零細・小規模林家における間伐促進、中規模林家における複合経営、大規模林家における保続経営、森林組合による森林造成及び地方公共団体による特定分収林の設定のように現状を切り開こうと努力している事例が各地で見られる。

(1) 佐賀県のある山村の零細・小規模林家では、町や森林組合の協力を得て林業生産活動の推進を図る組織を設け、当面の課題である間伐を進めている。この地域の林家は1,200戸を数え、そのほとんどが経営森林面積20ha未満(0.1~1ha層を含む。)の零細・小規模層であり、多くは高冷地野菜、水稻等の農業や平野部の都市へ通勤就労のかたわら林業を営んでいる。これら林家が30~40年代を通じて拡大造林を積極的に行った結果、55年には地域の私・公有林の人工率が82%に達し、そのうち16~35年生の間伐対象林齢の森林が69%を占めている。

しかし、零細・小規模林家では、これまで間伐の経験が乏しく、個々の努力では新たに間

伐技術を習得することや間伐材を販売することが難しく、間伐が容易に進まなかった。

このため、49年に林家が設立した町林業指導推進協議会が中心になって間伐コンクールの実施、間伐モデル林の設置、林業先進地の視察、技術講習会の開催等を行い、地域に間伐の必要性を訴えるとともに間伐技術の普及を図り、間伐を促進している。

今日、地域の林家は経営森林面積8,100haの95%に団地共同森林施業計画を作成し、林業集落基盤総合整備事業、間伐促進対策事業等の実施による林道や作業道の整備林内作業車の導入等もあって間伐を計画的に進めており、その実施面積は50年の60haから55年の280haに増加している。その背景には森林組合の作業班による作業受託や共販所（原木市売市場）による販売体制の整備があることも見逃せない。

(2) 宮崎県のある山村集落の21戸の中規模林家では、乾しいたけ生産を中心として用材生産や農産物生産等を組み合わせた複合経営を推進し、農林業による自立を図ることを通じ、地域における林業や山村振興の中核的存在となっている。

これら林家1戸当たりの平均経営規模は耕地面積が0.32haと小さく、主体となる経営森林面積が49ha、有効しいたけほだ木本数が1万1,400本に及び、54年の現金収入の内訳は、用材生産、乾しいたけ生産及びその他の割合が1:2.8:0.2と乾しいたけ生産の割合が大きくなっている。また、ある林家（経営森林面積47ha）における夫婦とその両親の55年の総労働量628日の配分は、しいたけ生産に35%、用材生産に14%、畑作に8%、稲作に7%、賃稼・出役・その他に36%の割合になっており、その月別配分は乾しいたけ生産がピークをむかえる11月の64日から1月の37日まで、多くの作目を組み合わせて平準化を図っている。

しかし、近年、人工林の大宗を占める若齢林が伐期に達するまで間がある中で、収入面において間伐材や乾しいたけの価格に伸び悩みがみられる一方、支出面において保育等の経営費、子弟の教育費などが増大し、家計の内容が次第に厳しくなっている。このため、これら林家は、乾しいたけ生産の品質向上を図るとともに、新たに肉用牛の飼育、茶の栽培などに取り組み、複合経営を合理的に進めることによって当面の収入確保を図っている。

このような複合経営を支えている背景として、林業構造改善事業等により導入された機材を利用した村ぐるみの作業道等路網の作設、森林組合による林産物の流通体制の整備、集材機等大型機械の共同利用や血縁者間の共同作業の実施、集落を単位とした協業体等による乾しいたけ生産技術の普及など、この地域がその振興のため地域ぐるみで取り組んでいることが挙げられる。

(3) 三重県尾鷲地方のある大規模林家では、永年にわたって培ってきた森林資源と林業経営技術を駆使して、積極的な林業経営を展開するとともに、地域の林業活動の中心的役割を果たす等地域へ貢献している。

この林家の経営森林面積は500haを超え、その人工林率は73%、人工林1ha当たりの蓄積は135m³に達し、ヒノキ構造材の生産を中心とした保続経営を行っている。

その経営の特色をみると、労働者を早くも20年代後半から終身雇用化し各種免許・資格を取得させて造林から伐採まで行う多能工としていること、林道及び作業道を自力で開設し経営森林の路網密度を1ha当たり27mと高い水準にしていること、各作業機械の導入と高密度路網を利用した合理的作業体系の確立などが挙げられる。また、ヒノキ人工林の施業について、植付本数、間伐基準等を定めた「育林管理図」や各作業の工期、適期等を定めた「集約作業基準」を作成し、超密植の解消、枝打ちの実施等これまでの尾鷲林業とは異なった新しい施業体系を取り入れ、この地域で問題になっている地力の減退に対処している。

51年から55年にかけての生産活動をみると、造林と間伐作業に年間1ha当たり6.8人の労働力を投入し、集約的な間伐を含めて3.0m³の立木を収穫しており、54年度の林家経済調査対象林家（経営森林面積100～500ha）における労働力投入量2.4人、収穫量1.4m³に比べ活発な経営活動が行われている。

また、同家は「開かれた林業経営」を目指して経営の公開を積極的に行うとともに、尾鷲ヒノキの流通加工体制の整備とその銘柄化及び森林組合活動の活発化を図るリーダーとなるなど地域への貢献度も高い。

(4) 青森県のある森林組合では、工業開発計画に伴う土地取引により増加していた不在村者所有森林の手入れや拡大造林を進め、就業機会を増大させている。

44年策定の新全国総合開発計画において、青森県東部に大規模工業基地建設の構想が出され、47年には県によって開発基本計画がとりまとめられた。その地域一帯では、40年代後半土地取引が活発化し、計画地域に隣接したある町では、林地価格が10倍を超える値上がりを示すとともに、私有林における不在村者所有森林の割合が45年の4%から55年の38%に増加し、しかもそのうちの7割が県外居住者の所有となった。しかし、その後の経済情勢の変化もあって、このような林地取得者が期待したような方向へは土地利用が進まず、不在村者所有森林の多くは積極的な経営が行われないうまに置かれ、地域における林業推進上大きな問題となった。

このため、同町の森林組合は、町と協力して全国に所在する不在村森林所有者に、拡大造林や森林の手入れの意義とそれを助長する造林事業の制度について説明し、取得地の林業的利用を勧めたところ、多くの不在村者がこの働き掛けに応じ、公的機関による分収林の設定や森林組合への作業委託が進められた。その結果、町の私・公有林の人工林率は45年の51%から55年の57%に向上するとともに、活発な造林活動は就業機会に恵まれない地域住民に就業の場をもたらしている。

(5) 長野県の八ヶ岳山麓のある財産区では、カラマツの20～25年生人工林に分収契約を設定して資金の確保を図っている。同財産区では、30年代に造林したカラマツ林を経営してきたが、間伐材の販売不振もあって手入れや借入金の償還に必要な資金の手当てが次第に困難になってきた。このため、隣接する町有林を含めて成林したものの伐期に至らない森林を対象として将来(30年後)の分収(財産区・町5:出資者5)を目的として出資を募る特定分収制度を導入したところ全国から多数の出資があった。

これら出資者には大都市圏の居住者が多く、その動機は、「自然に対する愛着」、「資産形成のため」、「ふるさとを求めて」、「レクリエーションの拠点として」の順になっており、将来の木材販売収入に対する期待に加えて分収対象森林が有する"信州"、"カラマツ林"等のイメージに夢を託している。

同財産区では、出資金により適切な森林施業を進めるとともに、町と協力して林業構造改善事業により森林レクリエーション施設を設けたり、ふるさと祭を開催して出資者の期待にこたえている。

このほか、同県には資金的に同様な事情にある町村や財産区が、森林レクリエーションの適地として恵まれた条件を生かして経営森林の一部をレクリエーション施設等に貸付けを行って経営資金を確保している例がみられる。

4 今後の課題と対応方向

林業経営体の経営活動は、森林資源を整備充実し、国民経済社会に対して木材等林産物を供給する役割及び国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成、レクリエーションの場の提供等森林の有する公益的機能を高度に発揮する役割を果たしているとともに、過疎化している山村地域の振興にも大きくかかわっている。

しかし、今日の林業経営体は、先にみた厳しい経営環境に加えて、その多くは森林資源が

造成過程にあること、林道等生産基盤の整備が十分でないことなど経営の基本条件が備わっていないため、安定した林業経営を続けていくことが難しい状況に直面している。

今後とも林業経営体が活発な経営活動を通じて自らの発展を図るとともに、森林が有する多角的機能を充実してその役割を果たしていく必要があることはいうまでもないが、林業経営は、資金や労働を投下してから収穫までには2,3世代にわたる超長期の回収期間を要すること、土地及び労働生産性ともに自然条件に左右される度合が高くその改善を他産業のように短時日には図り難いこと、林業の発展度合等の地域性が極めて強いことなどの林業経営に内在する特有の性格を有し、一般的な経済活動の範ちゅうには入り難い面をもっている。

これらの点を踏まえて、我が国林業の発展の礎を築いていくための現下の林業経営における課題とその対応方向についてみてみよう。

(1) (1)間伐等森林の保育管理を推進し、国産材の安定供給とその市場の拡大を図り、将来にわたって林業労働力を安定的に確保していくためには、地域的な結び付きと広がりの中で取り組むことが必要である。

戦後、20～30年代において拡大造林が活発に行われた要因には、木材価格の上昇、農林家経済の向上等を背景として、それまで林業の経験に乏しかった農家等が積極的に造林作業に取り組んだことが挙げられる。

しかしながら、厳しい環境下にある今日の林業経営には、規模の小さいものが個々に対応したのでは、容易に解決できない難しい問題が山積している。従って林業経営体や関連事業者が地域的な結び付きを強めて森林の造成・管理から生産、流通、加工までを有機的な連携の下に行い、健全な森林を育て計画的に伐採を進め商品として適性を備えた木材の供給を図っていく、地域を単位とした新たな観点からの対応が必要になっている。

このような地域林業の形成に当たって、林業経営体は、森林組合をはじめとして素材生産業者、流通加工業者及びその他の地域林業の担い手と十分連携を図った計画的な経営を求められており、場合によっては自らが地域林業のリーダーとして取り組んでいくことが重要である。また、この場合、各種施策を進める上で市町村のもつ企画調整能力に期待するところが大きいとともに、国有林や都道府県有林の協力も欠かせないものとなっている。更に、近年、生産活動において専業労働者を抱えている森林組合、素材生産業者等の役割が高まっており、これら生産活動の担い手を地域の中でいかに育てていくかが地域の林業の将来を左右する課題となっていることにも留意する必要がある。

(2) 造林等の経費，林家における家計維持等に必要な資金の確保を図るためには，山村の農林業資源を活用した特用林産物等の生産拡大，森林レクリエーションの活発化などの方策を推進する必要がある。

林家のうち農家林家は減少してはいるものの依然として林家の 86%（経営森林面積 1ha 以上）を占め，これら農林家の多くは水稲，畜産等農業との複合経営で家計を維持している。今後，これら農林家の所得の増大を図るためには，山村に賦存する資源を活用しその付加価値を高める方向で，特用農林産物生産，混牧林経営，内水面漁業等を積極的に取り入れた複合経営の振興を図る必要がある。

特に，しいたけをはじめとする特用林産物の生産は，近年農林産物の生産がおしなべて停滞している中で著しく拡大しており，山村農林家の貴重な所得源になっている。しかしながら，しいたけ原木についてかつての薪炭林からの供給が次第に減少しているなど特用林産資源の造成・確保が必要となっているほか，生産流通体制の整備にも立ち後れがみられるため，集落等を単位としたその振興策が待たれている。

また，都市の過密化と余暇の増加に比例して森林のレクリエーション的利用が増大しており，これを林家の所得確保に結び付けるため各種の森林レクリエーション施設等の整備が必要である。この場合，地域住民の総意に基づいて長期的かつ総合的な視点から，地域の自然や農林業等の産業と十分調整をとりつつ森林のレクリエーション的利用を計画的に推進することが重要である。

また，経営資金を幅広く確保するため，若齢林に対する分収契約の設定（特定分収林），森林の公益的機能に対する費用の応益分担等の検討が必要である。

特定分収林の契約は，投下資金の早期回収，経営資金の確保，森林・林業への理解者を増やすこと，ふるさと感の醸成などを目的として地方公共団体等により実験的に行われているが，その一般化については分収対象森林の評価の適正化，出資者の権利の保全，権利の流動化への対処方法などについて早急に検討する必要がある。

また，費用の応益分担については，水資源のかん養について水源林の造成に必要な資金を府県等の地方公共団体等が負担している事例がみられるが，なお上・下流のコンセンサスづくりの手続き，水資源開発，河川管理等との調整，応益分担の基準などの問題について検討が必要である。同時に，その前提として森林の有する公益的機能とその維持造成について，直接のかかわりをもつ下流域等の住民はもとより，国民全体のより深い理解を得るような

啓もう活動，教育等の充実が必要である。

(2) また，経営体の態様ごとにみると，

(1) 林業とのかかわりが薄れている零細・小規模層の林家については，地域における連帯感を醸成して林業への関心を呼び戻し，間伐等生産活動を活発化するとともに，特用林産物等の生産を振興して定住の促進を図ること

(2) 農林業からの所得の伸び悩みが続く中規模層の林家については，(1)の林家とともに特用林産物や地域に応じた農産物の生産等新たな所得源を開拓して農林業を一体とした合理的な複合経営を確立し，地域の林業振興のリーダーとしての役割を果たすこと

(3) 大規模層の林家については，豊富な資源を活用して他のパイロットとなるような生産活動を展開するとともに，国産材市場の拡大を図るため地域で中心的役割を果たすこと

(4) 林業への取り組みが積極的でないものが多い会社については，地域との結び付きを促進して林業生産活動を活発化し，資源の整備を図ること

(5) 従前のような集落共同体による経営が困難になっている共同，慣行共有等については，権利関係の近代化などを図り地域の振興に資するような経営を展開することなどが挙げられる。

これらの課題に対しては，地域林業の形成，資金確保の対策，山村振興の対策等の諸対策に経営体が自らの問題として取り組むことも必要であるが，特に，課題の多くが間伐材等国産材の販売不振の問題に起因していることにかんがみ，その対応策として地域ぐるみで一体となって取り組んでいくことが重要になっている。

この場合，地域によっては国有林も含めて様々な規模・形態の経営体が所在しており，経営体の中には林業経営の意欲がありながら経営資金や自家労働力のないもの，あるいは林業経営の意欲の乏しいもの等があり，地域の林業推進上の問題となっていることが多い。これらの経営体も含めて地域の林業活動を活発化するには，市町村等が策定する林業振興計画等に基づいて，森林組合等が積極的に働き掛けるとともに，経営体に代わって生産活動を行う森林組合，素材生産業者等の事業体の育成，公的機関による分取造林の導入などを進める必要がある。また，積極的な経営が行われていない不在村者等の所有森林について地域との結び付きを促進するため，森林組合等の体制整備が重要であるとともに，近年における林業生産活動の停滞，ともすれば森林管理が粗放化されやすい状況に対応した新たな経営管

理の体制・仕組みの工夫が必要になっている。

(3) 以上みてきたように総じて森林資源が端境期にある我が国の林業経営は、厳しい経営環境の下で難局の打開に取り組んでいるが、それは将来国産材時代を実現するための生みの苦しみともいえよう。

この苦境を乗り越えるには、林業経営体及び関連事業者自らが努力することはもとより、林業経営を通じて行われる森林の整備充実が、国土の保全、資源の有効利用、国民の情操を養う働き等に結び付いていくことから、現下にみられる林業経営の課題はまた多くの国民にも係る課題でもあり、このことについての国民全体の理解と協力が必要となっている。

III 木材の需給と価格

1 木材需給の動向

(1) 木材の需要部門

(住宅建設)

木材の主要需要部門である住宅建設の動向を、建設省「建築着工統計調査」によってみると、55年の着工新設住宅戸数は、第2四半期以降民間資金によるものを中心に大幅に減少し、年間では前年に比べ15%減の127万戸と急激な落ち込みを示した(表III-1)。

また、56年の着工新設住宅戸数は、上期には、公共事業の早期着工、「建築基準法施行令」の改正(耐震基準の強化)による駆け込み需要の影響等からマンション等の非木造住宅の建設は比較的堅調であったものの、民間資金を中心とする持家、分譲住宅等が大幅に落ち込んだことから、前年同期に比べ10%減少し、下期においても前年同期比8%減と停滞が続き、年間では前年を更に9%下回る115万戸と42年以来14年ぶりに120万戸を割る低い水準となった。

一方、50年以降増加傾向にあった着工新設住宅床面積も戸数の大幅な減少に伴い55、56年ともに前年に比べそれぞれ13%、9%減少した。更に住宅の質的向上を指向する動きを反映して伸びを続けてきた1戸当たりの床面積も55、56年を通じ94m²と横ばいになっている。

55年から56年にかけての住宅建設の激しい落ち込みは、勤労者世帯の可処分所得(実

質)が伸び悩む中で、地価の上昇等による住宅取得価格の高騰が減少の主要な要因となっている(図III-1)。

また、今後も住宅需要は、(1)47、48年をそれぞれのピークとする婚姻件数の減少と移動人口の低下、(2)住宅ストックの量的充足、(3)若年・低所得層への住宅需要者層のシフト等により、中・長期的にみて、40年代のように一本調子で増加することが望み難い状況にある(図III-2)。

次に、木造住宅建設の動向をみると、着工新設住宅戸数は、55年には75万戸、56年には65万戸と減少し、着工新設住宅戸数全体に占める木造住宅の割合も50年には67%であったものが、51年以降低下を続け56年には57%となっている(図III-3)。また、近年木造住宅建設の伸びが期待されている地方圏についてみると、50年と55年との比較では、着工新設住宅戸数は9%減少(全国では6%減少)しているが、これを木造、非木造別にみると、木造が16%減少しているのに対し、非木造は9%増加しており、三大都市圏はもとより地方圏においても、木造住宅建設の停滞と非木造住宅建設の伸びがみられる。

しかしながら、一方では国民の木造住宅に対する要望は根強く、55年の総理府世論調査でも、全国調査対象者の80%が木造1戸建住宅(うち75%は在来工法住宅)を希望している状況がみられる。更に、木造住宅については、近年、建築工法の多様化が進んでおり、伝統的な在来工法のほかにプレハブ工法、枠組壁工法(ツー・バイ・フォー工法)によるものが量的には限られているものの増加傾向にある。このうちプレハブ工法による木造住宅は、55年には2万6,000戸で前年に比べ1%増加し、また、枠組壁工法によるのも社団法人日本ツーバイフォー建築協会調べによれば、55年度には1万3,000戸と大都市圏を中心に前年度に比べ13%の増加を示し、住宅着工戸数全体が大幅に減少する中でそれぞれ堅調な動きを示している。

55年から56年にかけての住宅建設の急激な減少は、木材需要の大幅な減退をもたらし、木材の流通・加工部門、更には国内林業生産活動に深刻な影響を与えている。また、今後における住宅需要をみても、中・長期的には40年代のような増加が望み難い状況の下で、非木造住宅比率の増加もみられ、住宅建設部門における木材需要の見通しは非常に厳しい。しかしながら、国民の木造1戸建住宅や質的に優れた住宅に対する潜在的な需要は依然として根強いものがあるとともに、建て替えや増改築の需要も増加が見込まれる。このような住宅需要動向を背景として木材需要を確保し、拡大していくためには、宅地供給の促進、地価の安定と併せて、木材の持つ特性を生かし、需要者側の要求に適合した住宅を量的、価格的に安定して供給する体制を整備していくとともに、非木造建築物における内装材のほか、各種分野における木材使用の促進を図っていくことが重要となっている。

(紙・パルプ生産)

木材需要量の約 3 割を占めるパルプ用材の需要先部門である紙・板紙の生産動向についてみると、55 年上期には、輸入チップをはじめとする製紙原料の不足と価格の高騰による先高感から、流通段階での在庫手当が活発化し需給関係がひつ迫して生産量の増大がみられたが、下期には、仮需の反動、景気の後退等による消費の減退と在庫の圧迫から一転して生産量は減少した。この結果、年間の紙生産量は 1,054 万トンと前年に比べ 6%増加したものの、下期の減少が特に著しかった板紙生産量は前年に比べ 4%減少し 755 万トンとなり、両者を合わせた生産量は 1,809 万トンで、前年に比べ 1%増とわずかの増加にとどまった(図 III-4)。

56 年には、前年からの在庫調整の後れと景気停滞による消費の落ち込み、先安感による買い控え等から、需要は伸び悩み、価格の低迷が深刻になったため、上質紙及びコーテッド紙については 5 月以降 57 年 2 月まで、両ざらクラフト紙については 6 月以降 12 月までの間、それぞれ不況カルテルを結成し生産調整を行ったことなどにより、56 年の紙・板紙生産量は、前年を 6%下回る 1,698 万トン(速報値)となった。

次に、紙・板紙の原料であるパルプの生産量についてみると、55 年には前年に比べ 2%減少して 979 万トンとなった。前述のように紙・板紙生産量が増加したのに対し、パルプ生産量が減少したのは、年前半の原料不足期に手当てしたパルプの輸入が急増したこと、古紙消費が増加傾向にあることなどの理由によるためである。更に、56 年のパルプ生産量は、前年に引き続く内需の停滞、不況カルテルによる生産調整の実施等から、8 月までは各月とも前年同月に比べ 10%を超える減少を示し、9 月以降やや回復の兆しを示したものの依然として各月とも前年同月を下回る水準で推移し、年間では前年に比べ 12%減の 861 万トン(速報値)となった(図 III-4)。

紙パルプ産業が、55 年下期以降における需要の減退と生産過剰による製品価格の低迷から深刻な不況に見舞われている中で、56 年 3 月、通商産業大臣に産業構造審議会が答申した「80 年代の紙パルプ産業ビジョン」では、紙パルプ産業の課題として過剰設備の廃棄等の構造改善対策と原材料の安定確保を挙げている。このうち、原材料の安定確保の方策としては、海外造林を中核としたチップ、パルプ等の開発輸入、古紙の回収強化と利用の拡大等とともに、国産材についても間伐材や虫害木など未活用資源の利用促進、安定取引体制の確立等による供給の安定化が重要であることを指摘している。

(2) 木材の需給

(ア) 55年の木材需要量を林野庁「木材需給表」によってみると、用材、薪炭材及びしいたけ原木を合わせた総需要量（丸太換算）は、前年に比べ1%減少して1億1,221万m³となった（表III-2）。

これを用途別にみると、用材のうち製材用及び合板用は、住宅建設の大幅な減少等により、前年に比べそれぞれ6%、8%減少したが、パルプ用（木材チップを含む。）は、上期における需要増、下期における在庫の積み増し、パルプ輸入量の増加などから前年に比べ12%増加した。

薪炭材は、木炭、ヤシガラ炭などの製品輸入の伸長により、前年に比べ28%と大幅な増加を示したが、しいたけ原木は、しいたけ価格の低迷、原木価格の上昇及び入手難等により前年に比べ3%減少した。

次に、55年の用材の供給量を国産材、外材別にみると、国産材は、製材用の減少が外材に比べて少なく、また、パルプ用の伸びが大きかったため、前年に比べ2%増加して3,456万m³となった。これに対し外材は、製材用及び合板用が大幅に減少したため、前年に比べ2%減少し7,441万m³となった。この結果、55年の木材（用材）の自給率は、前年の30.8%から0.9ポイント上昇して31.7%となり、51年以来減少を続けてきた木材自給率は5年ぶりにわずかながら上昇に転じた。

また、56年の需給動向を工場入荷量の推移からみると、(1)製材用丸太の入荷量は1月から4月まで各月とも前年同月に比べ10%を超える減少を示し、5月以降はやや回復の兆しをみせたものの11月まで依然として前年を下回る低い入荷水準にあること、(2)合板用丸太の入荷量は、上期には前年同期に比べ15%減少し、下期も前年を10%下回る減少を示していること、(3)木材チップを含むパルプ用材の入荷量は、上期には前年同期に比べ17%減少し、下期も不況カルテルの実施による生産調整等から15%減少していることなどにより、年間総量では50年以来6年ぶりに1億m³を下回るものと見込まれる。

(イ) 我が国の木材（用材）需要量は、48年の1億1,800万m³をピークに、51年以降55年までは1億m³から1億1,000万m³の間で推移してきた（図III-5）。

しかし、前述のように56年の木材需要量は1億m³を下回る水準に落ち込むことが予測され、これが木材流通、加工業に深刻な不況をもたらしているとともに、国内林業生産活動を停滞させ、森林資源の整備の面でも大きな問題を投げ掛けている。

木材需要動向にかつてない厳しさがみられる中で、流通、加工業を中心とする木材関連業界は、大工・工務店と協調し、在来工法住宅建設を促進しているほか、木材製品の持つ良さや優れた性質を国民に理解してもらうため、「十」と「八」を組み合わせると「木」になることにちなみ「十月八日」を「木の日」として定め、展示会、街頭行進等により、全国的な木材の広報宣伝活動を展開した。また、木造公営住宅の建設促進等公的機関における木材使用の拡大や間伐材利用をも含めた足場丸太、電柱等の利用促進を関係者に要請するなど当面の木材需要の維持拡大に努めている。更に、木造住宅振興の推進母体としての木造住宅センターの設立や木材需要者の要求に適切に対応するため木材団体が木材販売士制度をつくるなどの動きが各地でみられる。

木材需要の維持拡大は、今後における我が国森林資源の整備、木材関連産業の発展を図る上で重要な課題となっている。このためには、木材の生産部門、流通・加工部門、更には大工、工務店等の末端需要部門を含めた、いわゆる川上から川下に至る木材関連の事業者等が、それぞれの部門及び部門間の協調を密にし、国民の木材製品に対する理解を一層深めるための努力を行うとともに、需要に応じた良質の製品を量的、価格的に安定して供給する体制の整備を図るなど、需要の確保、需要の掘り起こしを進めていくための積極的な対応が待たれている。

(製材品及び製材用丸太の需給)

農林水産省「木材需給量調査」及び大蔵省「貿易統計」によって、国内製材工場の出荷量と製材品輸入量を合計した製材品需要量をみると、55年は住宅建設の急減、公共事業の執行抑制等により、前年を5%下回る4,243万m³となり、56年も引き続く住宅建設の不振等から3,807万m³と前年を更に10%下回るといふ大幅な減少を示した(図III-6)。56年の需要量は過去最高を示した48年の78%に当たり、41年ごろの水準にまで低下している。

一方、製材品の供給をみると、国内製材工場の出荷量は、55年には、需要の大幅な減退により、各月とも前年同月を下回る水準で推移し、年間では前年に比べ7%減少した。56年も、需要の不振が一層深刻化する中で、出荷量は依然として減少を続け、年間では前年を更に7%下回るといふ極めて低い水準となった。また、製材品の輸入量は、55年には、年初の価格上昇や産地国の対日輸出意欲の高まり等を反映し、前年を9%上回るこれまでの最高を記録したが、56年には、製材品全般の需要不振から前年を30%下回る大幅な減少を示している。

輸入製材品は、54年から55年にかけて急増し、製材品需要全体が減少している中で、国内挽き製材品と競合し国内の製材業、取り分け外材専門工場に深刻な影響を及ぼしている。

また、製材品は住宅建設に欠かすことのできない重要な資材であるが、近年、建築工法の多様化や都市におけるマンション等の非木造住宅の増加などから、製材品に代替する資材の供給が次第に増加しており、製材品との競合を強めている（図 III-7）。

次に、製材用丸太の製材工場への入荷量を農林水産省「木材需給量調査」によってみると、55 年は、前年同月比で 5 月以降減少に転じ、特に 6 月以降は 9 月を除き各月ともに 10% を超える減少を示したことから、年間では 5,207 万 m³ となり前年に比べ 7% 減少し、56 年も、12 月以外は各月とも前年同月を下回り、年間では 4,708 万 m³（速報値）と更に減少している（図 III-8）。

また、国産材、外材別では、55 年には外材が前年に比べ 10% 減少し、国産材の 2% 減を大幅に上回る減少を示し、56 年も、引き続き製材品の需要不振を反映して、前年に比べ国産材 6% 減、外材 12% 減と外材が大きく減少した。

この結果、54 年に引き続き 55、56 年と製材用丸太入荷量に占める国産材の割合が高まっている（図 III-8）。この主な要因は、価格の低迷により木材の輸入意欲が減退したことによるものであるが、その背景には、(1)53 年末からの輸入丸太価格の高騰をきっかけとした木材価格の大幅な変動の下で、国産丸太と輸入丸太の価格が接近してきたこと、(2)我が国の森林の育成が進み、間伐材を含む伐採可能な人工林が次第に増えてきたこと、(3)産地国の丸太輸出規制の動きが年々強まるなど輸入丸太について、先行きに供給不安感が強まっていること、材質の低下がみられることなどから、国産材への見直し気運が生じていることがあるものと考えられる。

（合板の需給）

55 年の合板需要は、年初に原木の先高感から流通段階での在庫手当が積極化したため一時的な増加がみられたものの、3 月以降は、住宅建設の減少、公共事業の執行抑制、在庫量の増加を反映した先安感からの買い控え等により停滞の度を深め、年間の普通合板製造量は前年に比べ 7% 減少して 13 億 4,394 万 m² となった（図 III-9）。56 年に入ってから、住宅建設の減少等に伴う需要の冷え込みと末端需要段階での当用買いの徹底から、製造量は前年に比べ 11% 減の 11 億 9,483 万 m²（速報値）となっている。合板業界は 55 年春以降の長期にわたる合板需要の停滞と価格の低迷に対応し、普通合板について 56 年 7 月から 57 年 5 月にかけて不況カルテルを結成し、生産調整を行っている。

次に、普通合板の厚さ別（品目別）製造量をみると、近年、6mm 以下の薄物合板が代替

品の進出、原木の質的低下等を背景に伸び悩みがみられるのに対し、12mm以上の厚物合板は、コンクリート型枠用など本来の用途以外に建築物の屋根、床などの下地用、外装用等新たな需要分野の開拓や低質材・未利用樹の活用などを進めていることから、徐々に生産割合を高めている。このような状況の下で55年下期から56年初にかけて、合板需要が減少しているにもかかわらず汎用性があり換金性の高い厚物合板の生産が活発化し、厚物合板の価格競争を一層激化させた。しかし、この価格競争の結果、厚物合板の採算性が著しく悪化したため、56年4月以降はこの傾向も鈍化している。

(パルプ用材の需給)

木材チップを含むパルプ用材の需給の動きを通商産業省「生産動態統計調査」によってみると、55年の上期には、パルプ生産の活発化、輸入針葉樹チップの量的不足や価格の高騰などがみられたため、3月にはパルプ工場におけるパルプ用材の在庫率が0.7か月と第1次石油危機以来の最低を示すなど、需給のひっ迫がみられた。しかし下期には、景気の停滞に伴いパルプ生産が調整段階に入り、需給は一転して緩和した。この結果、年間のパルプ用材の消費量は前年に比べ3%減少して3,274万m³となったが、供給量(工場入荷量)は前年に比べ4%増加して3,426万m³となり、下期に在庫量が急増した(図III-10)。

56年も、前年に引き続く景気の停滞、個人消費支出の伸び悩み等による紙製品需要の減退と価格の低迷により、パルプ用材消費量は前年比12%減の2,881万m³(速報値)と大幅に減少している。

次に、パルプ用材の供給をみると、55年の供給量はその45%が輸入チップによって占められており、このうち針葉樹チップの90%は米国及びカナダから、広葉樹チップの65%はオーストラリアから輸入され、輸入先が片寄っている。我が国の紙パルプ産業が原料を海外からの輸入に依存する傾向を強めてきたことは、一方では、産地国の需給動向や価格変動、為替相場の変化等による変動を受けやすくなり、その動向がパルプ用材の需給及び価格の動きに大きな影響を及ぼすようになってきている。特に、針葉樹チップは、米国における住宅建設の低迷からチップ原料となる製材残材が急減したこと等により、54年末から55年初にかけて一時的な需給のひっ迫から価格の高騰を招き、これがその後の紙パルプ産業の企業体力低下の一因ともなる状況がみられた。

(3) 木材の輸入

我が国の木材輸入は、経済の高度成長過程における木材需要の増大に応じて増加を続け、48年にピークに達した後、第1次石油危機後の景気後退に伴い大幅に落ち込んだ。その後

需要の回復とともに輸入量は徐々に増加傾向をたどったが、55年央から56年にかけて住宅建設の急減と紙・パルプ需要の停滞に伴い再び減少している。

木材の輸入状況を大蔵省「貿易統計」によってみると、丸太及び製品の輸入総額は、55年には、前年に比べ4%増加して1兆8,177億円（ドルベースでは円安の影響から6%減少）、56年には37%減少して1兆1,503億円となった。

また、輸入量を丸太、製品別にみると、55年には、丸太は前年に比べ16%減少したが、製材品及び木材チップは年初における価格上昇等を背景に、前年に比べそれぞれ9%、6%増加した。しかし56年には、木材需要の落ち込みと木材市況の低迷から輸入意欲が減退し、丸太、製材品、木材チップともにそれぞれ22%減、3%減、22%減と前年を大幅に下回っている（表III-3）。

近年の木材輸入の特色は、まず、輸入形態が丸太での輸入から製品での輸入へ転換しつつあることである（図III-11）。

近年、木材産地国の多くが資源の有効活用と国内の雇用機会の拡大等を目的として、丸太の輸出を抑え、製品の輸出を増大させようとする動きを強めていることを背景として製材品の輸入が増加しており、丸太輸入量に対する製材品輸入量（丸太換算）の比率は、50年には8%であったものが、55年には16%となっている。

また、我が国の木材輸入の担い手が変わってきていることである。木材輸入は輸入量の拡大時期には資金力、情報収集力、販売力等の面で他に勝る総合商社が中心となって行われていたが、近年は、中小商社、木材販売業者、製材業者等のより末端需要に近い業者の参入が著しく、木材輸入業者数は45年の約140社から55年の約330社に増え、また、総合商社の輸入シェアも同じ期間に68%から44%に減少している。このような傾向は、海外において、丸太の開発輸入や立木買いが減少したこと、小口取引の可能な製材品輸入が増大したことなどのほか、国内の金融機関が輸入信用状を容易に開設するようになったこと、総合商社がリスクの大きい木材輸入を縮小していることなどの要因によるものとみられる。木材輸入の担い手の変化に伴い、最近の木材輸入には、国内の需給動向にそぐわない動きもみられることから、需要動向に即した秩序ある木材輸入を行うための情報体制の整備を進めることが重要となっている。

（我が国への主要木材輸出国の動向）

〔東南アジア地域〕

南洋材は主としてインドネシア、マレーシア（サバ州、サラワク州）、フィリピンの3国から輸入されている。これらの国々は、近年、ラワン類等フタバガキ科の丸太を中心とする優良大径材の資源が減少しつつあることから、国土の荒廃を防ぐとともに、限られた森林資源を活用し、木材加工業の育成、雇用機会の増大、輸出所得の向上等を図るために、丸太輸出を規制し、製品輸出を拡大する政策を強化してきている。

インドネシアでは、第3次経済五か年計画（54～58年）に基づき、木材工業の育成政策を強力に推進している。そのため丸太輸出業者に対し国内への丸太供給を義務付けているが、55年12月には丸太の国内供給量と輸出量の比率を3：2から2：1に変更し、また、56年5月には合板工場を所有する者に対してのみ丸太輸出を認め、合板工場を稼働中の者は国内向け4に対し輸出を1、合板工場を建設中の者は国内向け1に対し輸出を2とする丸太輸出規制策の強化を行った。更に、57年2月には、合板工場を稼働中のもの及び建設中のものに対して、従来の比率による規制に加えて、57年以降の丸太輸出総量をそれぞれ明示するなどを内容とする新政策を打ち出し、丸太輸出規制を一段と強化してきている。

マレーシアのサバ州では、森林開発が急速に進められてきた結果、近年、資源の減少が問題となっている。このため森林の保全、資源の有効利用等の観点から、52年以降56年までの5年間に丸太輸出量を半減させるとの政策を推進してきており、57年以降においても輸出量の増加は見込み難い状況にある。このような状況の下で56年には、年間の丸太輸出許可枠を600万m³（55年実績850万m³）と発表していたが、年央から輸出が比較的好調に推移したこともあって9月までに消化してしまい、追加輸出枠が発給されるまで輸出が滞る事態も発生した。他方、サラワク州は、他の産地国で行われているような丸太輸出規制策はとっていないため、近年サラワク材が注目されてきており、同州からの丸太輸出は増加する傾向にある。

フィリピンでは、早くも42年以来丸太輸出を規制してきたが、51年には加工工場を所有するなどの特定の条件を備えた輸出業者に限って、全許容伐採量の25%を超えない範囲内で丸太輸出を認めるとの規制の強化を行った。更に、53年からはこれに加えて造林実績を勘案して丸太輸出許可枠を発給することとし、55年にはこれらの義務不履行者に対する警告や新たな輸出枠の発給停止が行われている。

パプア・ニューギニアでは、加工品での輸出拡大を目指しつつも、道路、港湾等の基礎的施設整備の現状及び木材加工の技術水準等を考慮して、当面は丸太での輸出を拡大する方針をとっている。

南洋材については、以上のような産地国政府の動きのほかに輸出市場の拡大、輸出木材の価格維持などを目的として産地国の木材生産者によって 49 年に結成された S E A L P A（東南アジア木材生産者連合）における動きがあるが、最近では産地国政府との連携を深めており、その動きは産地国政府の意向を強く反映したものとなっている。

〔北米地域〕

米材の対日輸出地域は、米国西岸のアラスカ、ワシントン、オレゴン、カリフォルニアの各州及びカナダのブリティッシュ・コロンビア州である。

米国のこれら 4 州では、私有林産丸太の輸出は何ら制限していないが、連邦有林産丸太及びワシントン州以外の州有林産丸太の輸出を原則的に禁止するとともに、連邦有林及びこれらの州有林から生産される丸太を購入した企業が、私有林産丸太を輸出するといういわゆる代替輸出の制限も行われている。

米国では 54 年以降、インフレを抑制するための高金利政策がとられてきたことから、ローン依存度の高い住宅建設が低迷し（民間住宅着工戸数は 54 年 174 万戸、55 年 129 万戸、56 年 109 万戸）、木材需要が急減したため、木材産業は長期にわたる不況に見舞われ失業問題が深刻化している。このため、国内産業の保護と雇用の確保を図る観点から、丸太輸出の制限と製品輸出の拡大を求める声が一段と高まっている。

このような状況の下で、連邦レベルでは、54 年に連邦有林産及び州有林産の米スギ丸太の輸出量を段階的に減らし 57 年 10 月以降全面的に輸出を禁止することとする輸出管理法の一部改正が行われたのに続き、55 年には、廃案となったものの、連邦議会に丸太のまま輸出する企業に不利益を与えることを内容とした国内木材供給保護法案が提出され、更に、56 年 1 月には、西経 100 度以西の連邦有林産丸太の輸出を禁止している現行の時限法（歳出予算法の付帯条項で毎年度決められている。）を恒久化しようとする法案（ウイバー法案）が提出された。

一方、州レベルでは、ワシントン州議会に 54 年から 55 年にかけて、いずれも廃案となったものの 8 件の丸太輸出規制法案が提出された。更に、56 年にも 5 件の同種の法案が提出され、そのうち 4 件は廃案となったが、州有林産丸太の一定割合を国内で加工することを義務付けたロスバック法案は下院の 3 委員会を通過した後・閉会に伴い 57 年に審議が持ち越されている。オレゴン州では、これまで例外的に許可していた州有林産丸太の輸出について、米檜を除く樹種はこれを一切認めないこと、代替輸出の影響について 58 年までに調査し報告することを内容とするブラウン法が 56 年 7 月に州議会を通過成立した。

また、55年5月には米国政府から我が国に対し、製品輸入の拡大についての要請が行われた。これに対し、丸太輸入の安定化を図る観点から製材品輸入の促進にも前向きに対処するため、日米両国の関連業界の間で「日米木材貿易促進委員会」が設置され、第1回の会合が55年11月にカリフォルニア州パームスプリングスで、第2回の会合が56年7月に東京で開催された。

更に、56年11月には、日米間の貿易不均衡を是正するため、29品目に上る関税の撤廃といわゆる非関税障壁の改善について、米国政府の関心が示され、この中には製材品、合板等の関税撤廃と合板規格の改正の問題が含まれている。

我が国は、関税の引下げについては、54年に合意された東京ラウンド(多国間貿易交渉)にのっとり関税率の段階的引下げ措置の一律2年分繰上げ実施を行うこととしており、また、構造用合板規格の改正の問題については、早期に所要の手続きを経て、規格の改正を行うこととしている。

以上の動きのほか、日米両国間の木材貿易については、日米双方の政府が民間関係者も含めて定期的な情報交換、討議を行う「日米林産物委員会」が54年に設置され、56年12月には第3回会議が東京で開催された。

カナダのブリティッシュ・コロンビア州は、1906年(明治39年)以来、原則として丸太の輸出を禁止し、主として製材品を輸出しているが、主要な輸出先である米国の需要が最近減少していることなどを背景に、我が国の在来工法による住宅建設の規格に合致した製材品の輸出を増加させるなど我が国への輸出意欲を高めている。

〔ソ連極東地域〕

ソ連材の輸入は、一般契約とK Sプロジェクト等に基づく長期契約によって行われている。K Sプロジェクトは第2次契約が54年に終了し、第3次契約は56年3月に、(1)56年から61年の6年間に丸太1,200万m³、製材品124万m³をソ連から輸入し、(2)56年から60年の5年間に総額2,350億円の木材の伐採、搬出等に必要な設備、機械をソ連へ輸出することを内容とする基本契約が締結された。長期契約にはこのほか、第1次チップ・パルプ材契約(47～56年の10年間にパルプ材470万m³、チップ805万m³を輸入)があるが、56年の契約切れに伴い、第2次契約について交渉が行われてきた。しかし、腐れの混入率について合意が成立しなかったため、57年はとりあえず単年度契約を行い、第2次契約については引き続き交渉が行われることとなった。

ソ連材は、ソ連側の生産状況、約 8 割を占めるソ連側船舶の輸送状況等によって輸入量
が変動しやすく、また、ソ連側の生産、搬出状況等の情報量が少ないことなどから、我が国
の木材需給状況に応じた輸入が行い難い状況にあった。このため、54 年以降、従来行われ
ていた年間数量に関する契約を四半期ごとの数量に割り振った上で契約することとなった
が、契約どおり輸入が行われていないため今後の問題を残している。

〔ニュージーランド〕

ニュージーランドは同国の主要造林樹種であるラジアタパインを我が国へ輸出している
が、ラジアタパインは成長が早く年輪幅が広いため、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格
(J A S) の中で平均年輪幅に関する基準(2 等級以上に格付けされるものは平均年輪幅が
6mm 以下のものであること)により建築用材としての使用が制約されていると主張し、か
ねてからこの基準の改正を要求してきていた。これに関して、我が国では強度試験等の技術
的検討を行ってきたが、この結果に基づき 56 年 12 月ラジアタパイン製材品に関しては、
平均年輪幅の規定を適用しない代わりに、髄及び髄から半径 5cm 以内の部分を取り除くこ
となどを内容とする枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の改正を行った。

我が国の木材輸入量は、54 年には世界の木材貿易量の 22% (F A O「林産物年次報告」)
を占め、特に、丸太の貿易量では世界の 48%に達し、世界の木材貿易に占める位置が極め
て高い。しかも、我が国は国内森林が現在育成途上にあることから、当分の間なお相当量の
木材供給を海外に依存せざるを得ない状況にある。このため、日米林産物委員会等による政
府間ベースの対話と情報交換及び南洋材産地諸国における森林資源の造成に対する協力等
を通じ、産地国との相互理解を深め国際協調関係の確立を図るとともに、国内における需給
両面に対する影響に十分配慮しつつ、製品を含め秩序ある木材輸入を図っていくことが重
要となっている。

2 木材価格の動向

(1) 木材価格

製材、木材チップ、合板等を含む木材価格の動向を日本銀行「卸売物価指数」の製材・木
製品価格指数によってみると、53 年 10 月以降産地国の丸太輸出価格の上昇、為替相場の円
安への転換等から上昇を続けてきた木材価格は、55 年 4 月にピークに達した。

55 年 5 月以降は、住宅建設及びパルプ生産が大幅に減少するという主として需要側の要

因で下落の一途をたどり、56年4月から5月にかけて若干の反発がみられたものの米材、南洋材を中心に在庫調整の効果が表れた56年8月まで下落傾向が続いた。9月以降の木材価格は、需要の不振が依然として続いている中で、木材輸入意欲の減退による供給減等により11月までほぼ横ばいで推移したが、12月には若干の上昇を示した（図III-12）。この間、予想を上回る需要の減少と需要に見合った供給側の対応が円滑に行われず、外材についてはわずかでも価格が回復の兆しをみせると入荷が増えるという状況がみられたため、木材価格の下落と低迷がより長期化した。

最近の木材価格の動きを卸売物価（総平均）の動きと対比してみると、卸売物価が緩やかな上昇傾向で推移しているのに対し、木材価格は短期的な上昇、下落が顕著となっている。

このような木材価格の大幅な変動は、需要者側の木材離れを引き起こし、長期的には木材需要の減少につながるとともに、供給者側にとっても経営の不安定を招いており、価格の安定が需給両面からみて重要な課題となっている。

また、55年から56年にかけての木材価格の下落・低迷は、48年の第1次石油危機後の下落・低迷（49年3月から51年1月まで）にほぼ匹敵する長期間にわたっており、今後、中・長期的には住宅建設の増加が期待し得ないことなど需要の先行きにかつてない厳しさが見られる中で、木材価格の安定を図るためには、市況の主導権を持つ外材の供給をはじめとする木材供給を需要動向に円滑に即応させるための情報体制の整備が重要となっている。

(2) 品目別価格

(外材価格)

55年から56年にかけての輸入丸太価格の動きをみると、輸入丸太価格は55年3月まで上昇を続けた後、下落に転じ、2度にわたる反発と下落を繰り返し56年8月に至って下げ止まった（図III-13）。これを価格ピーク時の55年3月と底値となった56年8月との間で比較すると、その下落度合は35%であるが、これを樹種別にみると、米ツガ丸太が28%、ラワン丸太が36%、北洋エゾマツ丸太が50%と、北洋材の落ち込みが特に著しい。米材と北洋材及び米材と南洋材の価格の動きを農林水産省「木材価格調査」によってみると、55年3月に米ツガ丸太を2%上回っていた北洋エゾマツ丸太は、56年8月には逆に米ツガ丸太を15%下回るという激しい下落を示し、54年から55年にかけての上昇過程で米材に代替された需要が56年下期以降回復の兆しを見せている。また、ラワン丸太の価格は、53年12月には米ツガ丸太を22%上回っていたものが、産地国の丸太輸出規制による価格維持政策等を反映して56年8月には更にこれが67%上回るという上昇を示し、一部で南洋材離れ

の現象もみられる。なお、9月以降の輸入丸太価格は南洋材、北洋材が上昇基調に転じたことから、強含みで推移している。

次に、輸入製材品の価格をみると、輸入丸太価格と同様に55年3月にピークに達した後下落に転じ、以降56年4月まで下落を続け以後ほぼ横ばいとなっているが、特に、55年7月までは、高値時に契約した製品が集中的に入荷し、木材価格全般に大きな影響を及ぼすような下落を示した。以上のような価格の下落過程で、米材輸入契約の主体である四半期ごとの輸入契約は、産地国側が値下げに対して強い姿勢をとったこともあって各期とも交渉が長引き56年の第2四半期（4～6月）から第4四半期（10～12月）まではついにこれが行われないという事態も生じた。

（国産材価格）

国産丸太の価格は、輸入丸太価格の高騰を背景に55年5月まで上昇を続けたが、6月以降下落に転じ10月まで急激な下落を続けた後、56年9月まで緩やかな下落傾向で推移し、10月以降12月までは、輸入丸太価格が上昇に転じたのに対しほぼ横ばいとなっており、卸売物価（総平均）を指数で20ポイント程度下回る低水準で推移している。この結果、国産丸太価格はピークを示した55年5月から56年9月までの間に22%下落したが、この価格変動は輸入丸太に比べ上昇、下落過程ともに緩やかなものとなっている（図III-14）。

この動きを樹種別にみると、国産丸太の中で最も価格の上昇率が高かったエゾマツ・トドマツ丸太が、下落時にはその反動などから最も下落率が大きく、最高値を示した55年4月に比べ56年9月には45%下落した。また、他の樹種では、55年の最高値に比べ56年にはマツ中丸太が24%、スギ中丸太が22%、ヒノキ中丸太が23%それぞれ下落している。

次に、製材品（卸売）の価格の動きを農林水産省「木材価格調査」によって品目別に55年の最高値と56年の最低値とを比較してみると、マツ平角が21%、ヒノキ正角が27%、スギ正角が30%及びエゾマツ・トドマツ正角が35%それぞれ下落しており、特に北洋材の下落に関連したエゾマツ・トドマツ製材品の落ち込みが目立っている。このようなエゾマツ・トドマツ製材品の大幅な下落から生産地である北海道の製材業の経営不振がより深刻となっており、このため北海道の一般製材業は、56年8月から57年1月にかけて不況カルテルを結成し生産調整を行った。

以上のような国産材価格と外材価格の動きを長期間で見ると、50年以降スギと米ツガ及びスギと北洋エゾマツの価格は、丸太、製材品（卸売）ともに、その価格差が次第に狭まりつつある傾向がみられる（図III-15）。

一方、立木価格の動向を財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」によってみると、55年3月には前年に比べ杉が19%、ヒノキが17%それぞれ上昇したが、56年3月には木材価格の下落を反映し、杉が11%、ヒノキが7%いずれも下落した。

(合板価格)

合板価格は、原木価格の高騰を背景に53年10月から上昇を続け55年3月にピークに達したが、その後需要の減退と原木価格の値下がりから56年8月まで下落を続け(図III-16)、56年8月の価格水準は第1次石油危機後における価格低迷時の49年4、5月当時と同じ水準になった。このため、合板業界は普通合板について56年7月以降不況カルテルを結成して生産調整を行い、この結果、合板価格は8月になってようやく下げ止まった。この間、合板価格はピークの55年3月から底値となった56年8月にかけて27%下落した。9月以降は、生産調整による需給対策の実施等から合板価格はやや上向きに転じ、12月には中堅3社の倒産による一時的な影響など主として供給側の要因により急上昇したが、57年に入り依然として続く需要の不振から再び弱含みとなっている。

このような合板価格の変動は、製造コストの大部分を占める原木価格の動向にもよるが、基本的には、需給動向によるものが大きい。しかも合板業界は加工、流通段階を通じて在庫機能が乏しい上に、流通・消費段階の業者が零細多数であるため、先高見込みの仮需の発生、先安見込みの買い控え、売り急ぎ等が発生しやすく、個々にみればわずかな在庫手当の変動であっても、全体で見るとこれが集積されて需給ギャップを招き、市況が大きく変動する傾向がみられる。

このような合板の市況変動を緩和するため、先行価格指標の形成、保険つなぎの場の提供等の機能を有するといわれている「先物取引制度」の導入に関する検討が、54年末以降行政及び関連業界を通じて行われている。

(木材チップ価格)

木材チップ価格は、55年には、前年に引き続く景気の上昇に伴うパルプ需要の増大と米産針葉樹チップの需給ひっ迫による輸入チップ価格の高騰を背景に、年央まで急速な上昇を続けた。特に、針葉樹チップ供給量の60%を占める輸入針葉樹チップは、1月から5月までの4か月間に1.9倍に急騰し、この影響もあって国産針葉樹チップも1.3倍に上昇した。しかし、その後の景気後退と消費支出の伸び悩みなどから、紙製品の需要が減退し、これに伴いパルプ需要も減少に向かったのを契機に、木材チップ価格も下落に転じた(図III

-12, 17)。

56年に入ってから、パルプ需要の低迷、チップの過剰在庫により、木材チップ価格は、ほぼ横ばいで推移し、卸売物価（総平均）をかなり下回る水準にある。また、輸入チップについては、4月以降、為替相場の円安傾向等により上昇傾向を示したがこれも秋口以降再び弱含みとなっている。

3 木材の流通加工

(1) 木材の流通

木材の販売を行う木材流通関係事業所数の変化を農林水産省「木材販売構造調査」によってみると、55年には4万617事業所で50年に比べ252事業所、47年に比べ1,662事業所増加している（表 III-4）。このうち木材販売業を主たる業務とする事業所数は、55年には2万651事業所で50年に比べ986事業所増加し、内訳では、製材工場（販売業を主とするもの。以下同じ。）が減少したのに対し、木材センター、木材販売業者及び木材市売市場が増加している。木材販売業者のうちでは、製材工場からの転換が増えているとみられる製材品卸売業者の増加（19%）が目立っており、また、木材市売市場では、森林組合共販所の増加等を反映して組合経営による単式市場の増加（17%）が目立っている。

また、年間（55年）の販売金額規模別では、施設規模が大きく、取扱量の多い木材市売市場、木材センターが当然のことながら販売金額も大きく、1億円以上のものが両者合わせて97%を占め、20億円以上の事業所も木材市売市場で25%、木材センターで44%を占めている。これに対し、木材（卸売）業者、木材（小売）業者は、1億円以下のものがそれぞれ49%、56%を占め、規模の小さい事業所が多い。なお、木材販売業者のうち、小売業者では、非木質建材品や建材品以外の商品をも取扱う兼業者がそれぞれ全体の57%、27%を占め、多様な商品を扱う業者が多い。これに対し卸売業者では、これらの商品を取扱う兼業者はそれぞれ13%、10%にすぎず、木材だけを取扱う専門的な業者が多い。

更に、これらの事業所の従業者数をみると、10人未満層の占める割合が木材（小売）業者では88%、木材（卸売）業者及び製材工場では75%、木材センターでは41%、木材市売市場では38%となっている。木材の流通は、丸太、製品別あるいは国産材、外材別に、それぞれ異なった形態をとるなど、その流通経路は我が国の個別分散的な需要に対応して一般に複雑、多岐にわたっており、また、近年における都市近郊での需要の拡大等もあって、木材流通に係る事業所数も増加している。このような現状の下で木材流通業界は、最近における木材需要の伸び悩みと住宅建設・販売面の質的变化、輸入製材品の増大等需給両面

の変化に、弾力的に対応することを迫られている。特に、55年半ば以降の木材需要の大幅な減退は、長期にわたる価格の低迷と取扱量の縮小をもたらし、流通業者の経営を一層苦しめており、56年11月には、大手の木材輸入専門商社が倒産するなど倒産や休廃業が多発している。

55年度の木材販売業（小売業）の業況を中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、売上高対営業利益率は前年度を1.4ポイント下回る1.2%となり、業況の悪化がみられる。また、民間調査機関の調査による木材・木製品販売業の負債金額1,000万円以上の倒産件数は、55年には前年に比べ164件増加して659件となり、56年には件数では前年と同数であったものの負債金額では前年の2倍となっている（図III-18）。

（2）木材の加工

木材・木製品製造業（家具を除く。）の現状を、通商産業省「工業統計調査」によってみると、55年末現在事業所数が4万1,928事業所、55年の出荷額が5兆4,459億円で、全製造業中、事業所数で6%、出荷額で3%を占めている。

この木材・木製品製造業に従事する就業者の動向を総理府「国勢調査」によってみると、総数がこの10年間に23%減少する中で45歳以上のものの占める割合が高まっており、高齢化現象がみられる（図III-19）。今日、木材・木製品製造業は、深刻な不況の下で過剰設備の縮小、人員の整理等経営の合理化に努めているが、将来にわたって企業の活力を維持していくためには、若年層の労働力確保が必要となっている。

次に木材・木製品製造業のうち、出荷額の過半を占める一般製材業、合板製造業の動きをみよう。

（製材業の動き）

製材工場を農林水産省「木材需給量調査」によってみると、工場数は48年に2万4,018工場と若干増加したが、49年以降は連年減少を続け、55年も前年に比べ300工場減少して2万2,241工場となった（総出力数は48年に比べ16%増加）。これを製材用動力の出力階層別にみると、7.5～37.5kw未満の小規模工場が前年に比べ4%減少したのに対し、37.5～150.0kw未満の中規模工場及び150.0kw以上の大規模工場は、それぞれ前年に比べ1%、3%増加しており、小規模工場の減少と大規模工場の増加という傾向が依然として続いている。しかしながら、総工場数に占める37.5kw未満の工場の割合は55年においても42%と高く、工場規模の零細性は依然として解消されていない（図III-20）。

また、国産材、外材別の工場数は、54年に、減少を続けてきた国産材専門工場が増加したのに対し、増加を続けてきた外材専門工場が減少するという新しい変化がみられたが、この変化は55年にも引き続きみられる。また、増加に転じた国産材専門工場数を出力階層別にみると、50年と55年では、22.5kw未満の小規模の階層で減少し、それ以上の階層で増加するという動きを示し、特に、出力の大きい75.0～150.0kw及び150.0kw以上の階層では、それぞれ24%、73%と大幅に増加し、国産材専門工場においても省力機械の導入や生産能力の向上による出力規模の拡大がみられる。更に、53年と55年における国産材、外材別の製材用丸太の工場入荷量を都道府県別にみると、国産材は31都道府県で増加したのに対し、外材は43都道府県で減少し、総じて国産材入荷量シェアの高まりがみられる（図III-21）。

次に、55年度の製材業の業況を中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、製材品価格の下落と出荷量の減少から、売上高対営業利益率は前年度に比べ2.3ポイント低下して0.1%となった（表III-5）。また、このような業況を反映して民間調査機関の調べによる55年の木材・木製品、製造業の負債金額1,000万円以上の倒産件数は、前年に比べ36件増加して308件となり、56年も前年を更に上回る387件となった（図III-18）。

我が国の製材業は、55年春以降住宅建設が大幅に減少したこと、輸入丸太の資源的先行き不安や製材品輸入圧力が増大していることなどを背景とした木材需給構造の変化に伴い、一般に経営規模が零細で経営体質がぜい弱である上に設備が過剰であるなどの業界の問題点が表面化し、経営の不振が深刻となっている。このような厳しい環境条件の下で、国民生活に欠かすことができない住宅等の資材を供給する製材業が安定的な経営を続けるためには、地域的な均衡に配慮しつつ過剰設備の廃棄、生産方式の合理化等を通じその再編整備を図っていくことが重要となっており、業界においても「製材工場対策」を定め体質改善への取り組みを積極化するなど、自助努力の動きがみられる。また、需要を確保し、拡大していくためには、流通部門あるいは住宅建設部門との連携の下で、潜在的な需要の掘り起こしを積極的に進めていく必要がある。更に、原木を安定的に確保するためには丸太輸入の安定化を図る必要があるが、基本的には資源的に充実しつつある国産材の利用割合を高めていくことが重要である。

（合板製造業の動き）

合板製造業の動向を農林水産省「木材製品生産動態調査」によってみると、55年の合単板工場数は644工場で前年に比べ10工場減少した。

合板製造業は、55年春以降における住宅建設の急減、公共事業の執行抑制等による需要の減退から、価格の大幅な下落と出荷量の減少により業況は悪化し、倒産や休廃業が相次いだ。

55年度の合板製造業の経営状況を中小企業庁「中小企業の経営指標」によってみると、売上高対営業利益率は前年度に比べ6.0ポイント低下し、マイナス3.0%となり、53、54年度とプラスに転じた企業収益は再びマイナスに落ち込んだ（表III-5）。56年に入ってから、前年に引き続く需要の冷え込みの下で、出荷量は前年を更に下回る水準にあり、製品価格も依然として低迷していることなどから、合板製造業の経営内容は更に深刻化している。

普通合板製造業は、44年9月から52年3月の間及び52年4月から54年10月の間と2度にわたり構造改善に取り組んできたが、53年末以降の木材価格の急上昇の過程で、原木の価格上昇と供給の先行き不安、代替品の進出や輸入合板との競合、在庫能力の不十分さなどによる市況の大幅な変動等の問題が顕在化し、このため54年11月から、未利用樹の利用促進と利用技術開発、生産性向上のための生産方式の適性化、省力機械の導入等を目的とした新たな構造改善事業を開始している。今後はこの事業の推進に加え、需給の均衡と価格の安定を図るため、供給体制、在庫機能の充実と併せ過剰設備の廃棄、生産方式の合理化等を通じその再編整備を図っていくことが重要となっている。

(3) 木材流通、加工業の不況とその対応

木材・木製品製造業及び同販売業は、55年春以降大幅な需要の減退と価格の低迷により長期にわたる不況に見舞われ、総体的な設備の過剰、規模の零細性による弱い経営体質等、業界の抱える構造的な問題が表面化し、業況の悪化が深刻になっており倒産や休廃業が相次いでいる。これを民間調査機関の調査によってみると、55年から56年にかけての木材・木製品製造業及び同販売業を合わせた倒産件数（負債金額1,000万円以上）は、55年967件、56年1,046件の多くに上っている。

このため、木材流通、加工業に対して、55年には、「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連保証対象業種の指定、「雇用保険法」に基づく雇用調整助成金支給対象業種の指定を行い、56年にはこれに加えて事業活動の円滑な遂行を阻害され経営が不安定化している中小企業者に対し、経営の安定化を図るために緊急に運転資金等の貸付けを行う中小企業体質強化資金助成制度の活用指導、国産材産業振興資金（素材引取資金）の融資限度額を増額する特例の設定等の不況対策を行った。更に、需給の均衡と価格の安定を図るため、56年後半以降において普通合板製造業及び北海道の一般製材業に対し不況カルテルの認可等の各種の不況対策を実施した。

また、地方公共団体においても、それぞれ地域の状況に応じた不況対策が実施されている。

IV 林業経営

1 林業生産活動の動向

木材の生産は、更新から収穫（主伐）までが少なくとも30～40年と長期間にわたる他に類をみないものであり、その間、目的樹種の育成を図り健全な森林を育てるための下刈り、除伐等の保育、間伐などの作業を行うとともに、雪害、風水害等の気象害、松くい虫等の病虫害、カモシカ食害等の獣害、山火事など、各種の被害を防ぐことが必要である（図IV-1）。

(1) 丸太生産

我が国の丸太生産量は、42年の5,181万m³をピークとしてそれ以降減少していたが、54年には若干増加し、55年も前年に比べ2%増の3,405万m³となった（表IV-1）。

これを樹種別にみると、主として製材に用いられるスギ、ヒノキがそれぞれ前年に比べ0.5%、2.5%減少したのに対し、アカマツ・クロマツが前年に比べ12.8%と急増したのが目立っている。これは、パルプ・木材チップ用原木が高騰したことと、松くい虫被害木の有効利用、樹種転換のための松林の伐採が進んだことによるものと考えられる。また広葉樹についてみると、資源的な制約から製材、合板に用いられるナラ、ブナは前年に比べそれぞれ8.5%、9.0%減少したが、パルプ・木材チップ用原木の需要増によりその他の広葉樹は6.7%増加した。

以上のように、丸太生産量は54、55年とも若干増加し、それまでの減少傾向とは異なった動向をみせたが、55年の生産量はピーク時（42年）の66%の水準であり、また、森林資源整備の観点から作成する全国森林計画で定める立木の伐採計画量と実際の伐採材積との関連でも私・公有林ではかい離が目立っており、丸太生産活動は停滞しているといえよう。

丸太生産の停滞要因としては、我が国の木材市場が外材主導による供給体制が定着する中で、(1)森林資源の多くが育成途上にあること、(2)木材価格の上昇に比べて伐出、造林等の費用が著しく増加していること、(3)丸太生産の担い手である素材生産業の弱体化、林道など基盤整備の不十分、伐採単位の小規模、分散性などから生産性向上が進んでいないこと、

(4)山林所有者の林業収入依存度の低下や不在村化が生じていること、(5)林業経営に無関心あるいは資産保持的な山林所有者が増加していることなどが挙げられる。またこのほか、林野庁「森林施業等意向調査」では人工林の伐採方針として「長伐期を目指し当面伐採を控える」とするものが全体の約5分の1を占めており、長伐期指向も丸太生産の停滞に影響を与えているものと考えられる。

丸太生産は林業生産（いわゆる川上）と流通・加工（いわゆる川下）の両部門を結び付ける生産活動であり、丸太生産の低迷が国産材市場の狭あい化、造林の低迷等国内林業全般にわたる問題に関連している。今後、山林所有者から流通・加工業者までの有機的な関連付けの下で、地域的なまとまりをもって丸太生産活動の活発化を図っていくことが重要となっている。

（素材生産業者）

素材生産業者は、山林所有者へ伐採を働き掛けたり、山林所有者と原木市売市場、製材工場等を結び付けたりするなど、丸太の生産・流通の重要な担い手であると同時に、山村地域において就業の場と所得機会を提供し山村経済上重要な役割を果たしている。

素材生産業者（丸太生産量が年間50m³以上のもの）の動向を農林水産省「世界農林業センサス」によってみると、その数は45年の3万7,000から55年には2万1,000と10年間に約4割減少した。これを経営形態別にみると、森林組合及び会社の組織的業者の減少割合が小さいのに対して、個人業者の減少割合が大きくなっている。

また、農林水産省「林業動態調査」により生産規模別業者数割合の推移をみると、53年には43年に比べ年間丸太生産量1,000m³以上の業者の割合が増えているが、なお500m³未満の小規模業者が半数近くを占めている。小規模業者が依然として多いのは、1か所当たりの生産規模100m³未満が全体数の約6割を占めるという丸太生産の零細性によるものとみられ（図IV-2）、これが生産性の向上、素材生産業の経営体質の強化などにとって大きな問題となっている。

このように、素材生産業者が減少し、しかも経営体質が弱体のままで推移すれば将来森林資源が成熟してもそれを商品化することができないという事態に至るおそれもあるため、素材生産業経営の担い手とその労働力及び素材生産技術を維持育成していくことが大切である。

そのためには、素材生産業者が(1)計画的な事業の推進によって、事業規模の拡大と事業

量の安定的確保を図ること、(2)通年雇用、社会保険の適用など労働条件を整えることによって、労働力の確保を図ること、(3)経営規模の拡大や共同化によって、機械装備を充実し生産性の向上を図るとともに、広域な集荷機能と販売機能とを有する原木市場について、その整備を進めることが必要となっている。

(2) 造林

人工造林面積は引き続き減少しており、55年度においても前年度に比べ8%減少して16万4,000haとなった(表IV-2)。なかでも、その8割を占める拡大造林の落ち込みが大きく、55年度は前年度に比べ9%減少(再造林は4%の減少)した(図IV-3)。

拡大造林を実行主体別にみると、国営が52年度以降ほぼ横ばいであるのに対して、54年度まで国営とほぼ同様の傾向で推移してきた公営は、55年度には厳しい財政事情等を反映して前年度に比べ11%減と大幅に減少したのが目立っている。また、近年連続して10%台の減少を続けている私営は、55年度も前年度に比べ12%減と依然として著しい減少傾向が続いている。

拡大造林の減少要因としては全般的に拡大造林対象地の減少が挙げられるものの、後述のように地域によってはなお広大な対象地が存在しており、これらの地域においては、(1)立木価格に比べて造林事業費の伸びが大きく(図IV-4)、造林投資の採算性が低下していること、(2)木材価格、特にチップ材価格の低迷により前生樹の伐採が進まないこと、(3)保育、間伐を要する造林地が増えていること、(4)農家林家の兼業化の進行、世帯員の減少等により造林に投入できる家族労働力が減少していること、(5)造林対象地の分散・奥地化、入会林野等権利関係の複雑な林地の相対的な増大など、造林実施上の立地条件が悪化していること、(6)しいたけ原木や優良天然広葉樹の育成を目的とした天然更新が増加していることなどの減少要因が挙げられる。

また、地域によって拡大造林の進展に差がみられる。拡大造林が先行している北関東・東山、南関東・東海、南近畿・四国及び九州の4地域(拡大造林先発地域)では人工林面積が人工林造成目標面積の8割を上回っているのに対して、北海道、東北、北陸、北近畿・中国の4地域(拡大造林後発地域)では目標の7割程度にしか達していない現状にある(図IV-5)。

拡大造林後発地域の東北、北近畿・中国にはなお広大な要拡大造林面積が残されていることなど、今後は地域の森林整備の状況を考慮してその地域の特質に応じた造林推進が必要となっている。

再造林面積の推移をみると、丸太生産の停滞傾向とほぼ同様のすう勢をたどっており、再造林面積の拡大には丸太生産の活発化が課題となっている。

また、私・公営の樹種別造林面積についてみると、55年度にはスギが前年度に比べ12%減の4万4,800ha、ヒノキが前年度に比べ13%減の4万4,100ha、アカマツ・クロマツが前年度に比べ18%減の5,200haとなっている。

次に、造林の担い手の一員である造林請負事業体の動向を農林水産省「世界農林業センサス」によってみると、その数は45年の1万3,400から55年には6,300となり、10年間に半減している。この中で、グループ・個人事業体が激減した反面、森林組合、会社及び団体の組織的事業体が増加している。近年、家族労働力の減少が著しく、造林推進上造林請負事業体の役割は大きくなっており、その健全な発展が望まれるところである。

更に、苗木生産の動向についてみると、苗木生産量（山行苗木生産量）は45年度以降減少しており、55年度には前年度に比べ2%減少して6億本となった。

(3) 間伐

戦後造林地の大半が下刈りや除伐、間伐の対象林分となっているが、最近下刈りについては造林面積が減少してきたことから対象面積が少なくなってきており、手入れの主体は除伐から間伐へと移っている。

間伐は、森林を構成する林木が成長し、枝葉や根が競合を始める16年生ごろから35年生ごろまでの間に通例2～3回程度行う、いわゆる間引きである。

近年、若齢の人工林に雪折れなどの気象災害、スギカミキリなどの虫害が増大しており、適切な間伐により被害を防ぎ健全な価値ある森林を育成するという面で、また資源の有効利用という面からも間伐の促進が重要となっている。

我が国の人工林の齢級構成は、戦中戦後の混乱期の影響を受け極端に片寄っている状況にあるが（図IV-6）、昭和20年代から推進された拡大造林により急増した人工林は次々と間伐期を迎え、その面積は近年ますます増大しており、この傾向は当分の間持続する。間伐期に達した面積は56年にはおよそ475万ha（私・公有林375万ha）で人工林面積の約半分に相当する膨大なものとなっており、なかでも私・公有林について緊急に初回間伐を必要とする森林面積はほぼ193万haと見込まれている。

しかしながら、最近における私・公有林の間伐実施状況は、関係諸施策の効果もあって増加傾向が認められるものの年間 10～15 万 ha 程度にとどまっており、間伐を必要とする森林面積の増大に比べると低い水準にある。

その理由としては、林道、作業道等の基盤整備が不十分である上に、(1)間伐は主伐に比べ経費が割高になる上、足場丸太やくい丸太などに代わる間伐材の新しい需要開発が後れていることから販売価格が安く採算性が悪いこと、(2)戦後拡大造林を推進した農家林家が、間伐に関して未経験であり知識に乏しいこと、(3)森林組合、素材生産業者等の間伐実施の担い手がぜい弱であることなど、間伐の実行、間伐材の流通・加工に至る総合的な体制が未整備であることが挙げられる。

こうした背景の下で、56 年度から発足した間伐促進総合対策における都道府県間伐総合方針によると、56～60 年には年平均 26 万 ha の間伐が見込まれている。

また、間伐材の需要先についてみると、製材用が 55%と過半を占め、以下パルプ・チップ用、くい丸太等がある（図 IV-7）。しかし、間伐材を多く用いている製材用以外の需要先の 55 年の需要量を農林水産省「木材需給量調査」によってみると、40 年に比べ、足場丸太は約 6 割、坑木及びくい丸太は約 2 割と低迷しており、パルプ・チップ用丸太は同じ水準にあるものピーク時である 46 年に比べると 7 割の低い水準にある。現在間伐期にある森林の径級構成をみると、今後の間伐促進により製材用には不適な小径の間伐材が大量に生産されると見込まれるので、間伐の促進及び資源の有効利用を図るためこれら小径の間伐材の需要開発が重要な課題となっている。その先駆的な事例として高知県のある地域では、森林組合、製材業、木材防腐処理業、機械製造業、家具木工業などの 6 業種が集まり、このグループが間伐材を削って丸棒状の規格品を生産し、大都市の販売店と結び付いて、その丸棒を利用したフェンス、門扉などの販路開拓に努めているとともに、丸棒を利用した新商品の開発を進めている。

このような状況の中で、今後積極的に間伐を実施していくためには、(1)間伐材の需要開発や間伐材を取り扱う市場・加工施設、需要者・供給者間の円滑な情報交換体制などの整備を促進し、間伐材の円滑な流通・加工を図るとともに、(2)集団的、計画的な間伐の実行、(3)林道、作業道の整備、機械化の推進などによる生産コストの低減、(4)間伐に関する知識・技術の普及、(5)間伐実行の担い手の育成を図っていくことなどが重要となっている。

(4) 森林被害

森林被害は自然条件の変化によって大きく左右されるため、年々の被害はまちまちであるが、近年被害は総じて増大する傾向にある。

(松くい虫被害)

松くい虫被害は、松くい虫（マツノマダラカミキリ）によって運ばれたマツノザイセンチュウがマツの材内に入ってマツの生理に異常をもたらしてマツを枯らしてしまうことによって生ずる被害である（図 IV-8）。

松くい虫被害は、昭和 22～24 年度に 100 万 m³ を超えその後減少したが、46 年ごろから再び増加し、51、52 年度は減少傾向を示したものの、53 年度に激増し、54 年度には被害が 243 万 m³ となり史上最高を記録した（図 IV-9）。55 年度は前年度に比べ 14% 減少し 210 万 m³ となったが、被害は依然として激甚な状況にある（表 IV-3）。

このような被害激増の要因としては、(1)燃料革命等によりマツ材の需要が減退し、枯枝の採取、枯損木の伐倒利用などによる防除が行われなくなり、これら枯枝などが松くい虫発生のおもな温床となったこと、(2)マツ材の価格、特にチップ材価格の低迷や労賃の上昇に伴い、マツ丸太生産の採算性が悪化し、被害木の伐倒駆除などによる山林所有者等の自主的な防除が困難となったこと、(3)特に 53 年度には、夏期に高温かつ少雨の日が連続するという異常な気象条件にあったことなどが挙げられる。

最近の被害の傾向をみると、まず従来被害が比較的軽微であった地域で激増し、被害が比較的早くから発生していた地域において減少傾向にあることである。被害材積を 50～52 年度の平均と 53～55 年度の平均とで比較してみると、茨城県（27 倍）、栃木県（177 倍）、静岡県（6 倍）、愛知県（6 倍）、鳥取県（23 倍）、香川県（6 倍）において異常に増加しており、被害が比較的早くから発生していた九州（佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県）、四国（高知県）、中国（岡山県）などで減少傾向を示している（図 IV-10）。

また、被害区域が急激に拡大したことも特徴的である。被害区域をみると、この 10 年間に新たな被害が発生した県は 8 県あるが（図 IV-11）、この中で沖縄県（48 年度に発生）を除く 7 県までが 53 年度（群馬、埼玉、新潟、福井、山梨の 5 県）、54 年度（岩手、山形の 2 県）の 2 か年に発生しており、被害区域が急激に拡大していった状況がみられ、55 年度の被害面積は全国松林のほぼ 4 分の 1 に相当する約 67 万 ha に及んでいる。

このような状況の下で、現行の「松くい虫防除特別措置法」が 57 年 3 月 31 日で失効することにかんがみ、現行法の一部を改正し、この異常な被害の早急な終息を図るとともに松

林の有する森林としての機能を確保していくために、薬剤の空中散布のほか、被害木の伐倒及びこれと併せて行う破砕、焼却等を内容とする特別伐倒駆除や樹種転換等を含めた松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進していくことが必要となっている。

(その他の虫害)

最近、穿孔性害虫による被害が各地で顕在化している。

特に、スギカミキリは中国地方を中心として全国的に、スギノアカネトラカミキリは近畿地方を中心として全国的に、またスギザイノタマバエは九州地方に分布がみられる。

これらの害虫による被害は、松くい虫被害とは異なり材内に食害、腐れの被害が生じても一般的には枯損に至らず、外観だけでは被害の判別が困難で伐採後に判明することが多いため、防除が遅れる傾向にある。また、これらの被害は、我が国の代表的な造林樹種であるスギ、ヒノキの成木に発生しており、商品価値を大きく下げることになるので、剥皮、枝打ち、除・間伐などの適切な実行により被害を未然に防ぐとともに、被害の判別方法及び薬剤等による防除方法を確立することが重要となっている。

(気象災害)

55年の気象災害についてみると、私・公有林の被害面積が14万2,000haに、被害額が426億円に達し、豪雪による被害の規模が未曾有であったことから前年に比べ、被害面積が8倍、被害額が5倍と急増した(表IV-4)。

また引き続き56年も、豪雪、豪雨、台風などによって近年例をみない森林災害の多発した年となった。

まず、55年12月から56年3月にかけて東北・北陸地方を中心に発生した異常豪雪による森林被害をみると、私・公有林では被害区域22府県588市町村、被害面積29万haに及び、被害額は741億円に達し、国有林でも被害額44億円に及ぶなど、人工林被害としては未曾有の被害規模となった。

この被害の特徴は、(1)被害対象地が20年生前後の戦後人工造林地が大宗を占めていること、(2)冠雪に強風も加わって折損が大量に発生していること、(3)倒伏被害が極めて大きいことなどである。

このため、従前からの施策のみではその対応に限界があることと、森林の有する公益的機能の回復や病虫害、山火事、山地崩壊などの 2 次災害の発生を防止する観点から早急に被害森林の復旧を図る必要があるため、56 年 4 月「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の一部改正によって被害木の伐採・搬出、その跡地の造林、倒木の引きこしなどを行う森林災害復旧事業が創設され、この事業を主体として被害森林の復旧を図っている。'

その後も、8 月上旬の豪雨及び台風 12 号による北海道における被害、8 月下旬の台風 15 号による北海道、岩手県、秋田県等における被害など風倒害を中心とする森林被害が相次いで発生し、このうち特に被害の大きかった台風 15 号による森林被害については激甚災害に指定された。

このように森林被害が続発したことから、55 年末の豪雪害から 10 月の台風 24 号までの主な災害の被害額は私・公有林、国有林合わせて 976 億円の巨額に上っており（表 IV-5）、被害森林の早期復旧が課題となっている。

（その他の森林被害）

野うさぎ等の動物による森林被害面積は、51 年度をピークとしてその後減少しており、55 年度も前年度に比べ 8% 減少して 1 万 3,200ha となった。この中で国の特別天然記念物に指定されているカモシカの食害による幼齢造林地の被害面積は、55 年度が前年度に比べ 6% 減の 2,800ha となり、最近おおむね横ばいで推移しているものの、被害が急増する直前の 48 年度に比べて約 6 倍となっており依然として高い水準にある。特に、長野、岐阜、岩手の 3 県における被害が著しく、私・公有林においては 3 県の被害面積が全国の約 9 割を占め 3 県の年間造林面積の 1 割を超えており、この地域の林業経営に大きな影響を及ぼしている。

また、林野火災（山火事）についてみると、55 年は出火件数で 4,120 件で前年に比べ 26% の減少となっているものの、焼損面積 5,307ha、損害額 20 億 8,000 万円でそれぞれ前年に比べ 34%、41% と増加した（表 IV-6）。

（森林損害てん補制度）

現行の森林損害てん補制度には、火災、気象災及び噴火災を対象とする森林国営保険と全国森林組合連合会の行う森林災害共済が、また火災のみを対象とする民間保険会社の森林火災保険がある。

このうち、森林国営保険及び森林災害共済の契約状況をみると、近年、契約件数及び面積ともほぼ横ばい傾向で推移している。55年度末の両者を合わせた齢級別加入率をみると、I 齢級（1～5年生）が65%、II 齢級（6～10年生）が42%となっているが、III 齢級（11～15年生）が29%、IV 齢級（16～20年生）が26%、V 齢級（21～25年生）以上が19%と、中・高齢林になるに従って加入率は低くなっている。

ところが前述の雪害にみられるように、最近加入率が低位にとどまっている中・高齢林に大きな被害が発生していることから、中・高齢林を対象とした損害てん補制度への加入促進を図ることが重要な課題となっている。

また、55年度の支払保険（共済）金額についてみると、森林国営保険で11億300万円（前年度に比べ11%の減少）、森林災害共済で5億1,100万円（同30%の増加）となったが、これらの中には前述した雪害に対する支払は一部にとどまっており、雪害、風水害等の支払が集中する56年度における支払保険（共済）金額は大幅に増加するものと見込まれる。

以上のような森林被害は、単に木材資源の損失にとどまらず、林地の荒廃及び森林のもつ公益的機能の低下、林業経営体の経営意欲の喪失など、その損失は計り知れないものがあり、また被害の回復も容易ではない。したがって、森林を各種災害から保護するとともに、被害の拡大を最小限に食い止めて災害跡地の早期復旧を図っていくことが必要である。そのためには、災害を予防し、また災害に対して迅速に対応できるよう常に森林に接して森林を管理していることが大切であり、この意味で山村集落の果たす役割は大きく、山村集落の定住条件の整備などにより山村集落の維持・発展を図ることが望まれる。

(5) 特用林産

特用林産物の生産は、その大部分が農山村で行われ、農林業以外に有力な産業が少ないこの地域の振興に、また農林複合経営の一部門として農林家経済の安定に重要な役割を果たしており、特に森林資源がいまだ育成過程にある中で、林家の収入源としてその経営上大きな意義を有している。55年の特用林産物の総生産額は前年に比べ7%増加して3,030億円となったが、その6割以上をしいたけをはじめとする食用きのこ類が占めている。以下、しいたけを中心に特用林産物の需給等を林野庁「特用林産物需給表」等でみてみよう。

(しいたけ)

55年のしいたけの生産量は、天候に恵まれたこと、有効ほだ木量が増加したこと（図IV

-12) などから、乾しいたけ、生しいたけともに史上最高となった。特に乾しいたけは、全国的な厳冬と春先の適度な降雨など天候に恵まれて春子の生産が順調であったことから、前年を11%も上回る1万3,600トンと大幅な伸びを示した(表IV-7)。また、生しいたけも、7万9,900トンと前年に比べ3%増加した

また、55年の乾しいたけ市場価格(銘柄は山成で、東京、静岡、神戸、大阪の市場価格の総平均)は、生産量の急激な増加とともに品質的に低級品が多かったことなどからkg当たり4,484円で前年より2%の下落となっており、5,130円の最高値を示した52年から3年続きの値下がりとなっている。これに対して生しいたけ市場価格(東京中央卸売市場入荷年平均価格)は、前年に比べ5%値上がりしてkg当たり900円となり、4年ぶりの上昇となった。

しいたけ生産量の推移をみると、30年代から増大し、55年には35年に比べ乾しいたけが4倍、生しいたけが12倍という大幅な伸びを示している(図IV-13)。

このようにしいたけ生産が急増した理由としては、国民の食生活の高度化、多様化に伴いしいたけの需要が増大したことに対応して、生産者側においては(1)薪炭生産の激減と拡大造林の推進により、しいたけ原木が豊富にしかも安価に入手できたこと、(2)栽培技術、包装・保管技術、輸送手段が進歩したこと、(3)収穫までの期間が短く、比較的小規模な経営であっても連年の収入が期待できること、(4)農業や育林作業等の組み合わせにより年間安定した労働配分が可能であること、(5)高齢化、婦女子化している山村の労働力を活用することなどから、かつての薪炭生産に代わる山村の重要産業として積極的に取り組んだことが挙げられる。

55年2月に林野庁が公表した「しいたけの需要に関する見通し」によると、65年のしいたけ需要量は、53年を100として乾しいたけが152、生しいたけが144と見通されている。このようにしいたけの需要は今後とも拡大基調で推移すると予測されるが、その伸びは年率3%程度にすぎず、急激な生産量の増大は価格の下落を招くことになるので、今後の需要の伸びに対応した計画的な生産拡大を図るとともに、消費者の嗜好に合った高品質の生産に努めることが重要となっている。

なお、55年の乾しいたけの輸出は、数量が3,104トンで前年に比べ17%の増加、金額が169億円で前年に比べ36%の増加といずれも過去最高となり、我が国の生産量の23%を占めている。輸出先は、香港が6割を超え、その他シンガポール、米国等五十数か国を数える。

次に、しいたけ原木の需給についてみると、55年度に伏せ込んだ原木の調達先は、自己所有の山林からが31%で、大部分が購入によるものである。乾しいたけ、生しいたけ別にみると、原木の県外依存率の高い県（愛知、福岡、茨城、兵庫、群馬の各県）はいずれも生しいたけの主産地であり、生しいたけ用原木の県外依存率は23%と高い水準にあるのに対して、乾しいたけのそれは6%と著しい対照を示している。また地域別にみると、南関東・東海地域は原木の県外依存率が高く、一方福島県、岩手県などの東北地域、長野県などの東山地域では原木を県外に移出している。

このように原木資源が地域的に偏在していること、拡大造林の進展により奥地化していることなどから原木の確保難と価格上昇が生じており、原木の安定的確保がしいたけ生産の課題となっているが、当面は地域間の流通を、長期的には原木林の造成を図っていくことが必要となっている。

また、しいたけ生産者の経営状況をみると、原木代、種菌代、燃料費及び労賃の上昇などによって生産コストが増加傾向にあるのに対し、しいたけの価格は低迷して収益性が低下しており、しいたけ生産者の経営は厳しい状態になりつつある（図IV-14）。

（しいたけ以外のきのこ等）

しいたけ以外のなめこ、えのきたけ、ひらたけも生産量は伸びており、なかでもひらたけは鍋物料理への利用増から需要が高まり、55年は1万3,700トンと前年に比べ11%増加し、最近5か年間で約3倍と生産量が急増している。

また、たけのこの55年の生産量は17万3,000トンで前年に比べ18%の伸びを示し、ひらたけとともにその急激な生産量の伸びが注目される。

（非食用の特用林産物）

非食用の特用林産物は、漆、松やになどの樹脂類、はぜの実から搾油される木ろうなどの林産油脂類、竹皮などの樹皮類、きはだ、おうれんなどの薬用植物類、竹材、桐材、薪炭、加工炭など多種多様にわたり、その大部分が我が国で古くから使われてきたものであるが、戦後、原料の減少、代替品の進出などにより需要は減少傾向にあった。しかし、近年、伝統文化や天然資源の見直し、ほんもの指向が強まっていることから、需要が回復しているものもある。

竹材の生産量は、戦後減少傾向で推移してきたが、近年はほぼ900万束前後で推移して

おり、55年の生産量は前年に比べ4%増の897万束となった。

また桐材は、たんすなどの収納家具の部材、内装材として桐材のもつ優れた特性の見直し、高級品指向の高まりにより需要量が増加してきているが、55年には、需要量の約9割を占める輸入量が前年の輸入急増の反動で前年に比べ21%減となったこと、住宅建設の低迷により家具の需要が減少したことから、需要量が大幅に落ち込んだ。

特用林産物は、日本型食生活の一翼を担うしいたけ、たけのこなどの需要が、また高級品指向の強まりの中で竹、桐などの需要が今後ともそれぞれ高まるものと考えられる。他方、特用林産物は、かつての薪炭に代わる農山村住民の重要な収入源としての地位を確立し、山村の振興と森林・林業の健全な発展を支える大きな柱となっている。しかしながら、特用林産物の生産について、原木等特用林産資源の造成・確保、路網の形成等の生産基盤の整備、技術の開発・普及、流通・加工の近代化はいまだ不十分な状況にあり、これらの整備について集落などを単位として地域ぐるみで取り組むことが重要となっている。

2 経営条件の動向

(1) 森林資源の整備

(森林資源の現状と整備の方向)

我が国の森林資源は「林野庁業務統計」によってみると、56年3月末現在、面積2,528万ha、蓄積24億8,400万m³、人工林面積990万ha（人工林率39%）を数え、51年3月末に比べて蓄積では2億9,800万m³、人工林面積は52万ha（人工林率は2ポイント）増加している。

森林資源については、国民の多様な要請にこたえていくため、55年5月に策定した「森林資源に関する基本計画」に基づき、地域の実情に即応しつつ計画的に整備を進めている。これによると、我が国の森林資源の整備が順調に進むと、おおむね50年後の目標とする森林資源の状態は、人工林面積1,239万ha（人工林率52%）、蓄積量33億800万m³（人工林蓄積量19億6,200万m³、天然林蓄積量13億4,500万m³）、年間伐採量1億1,000万m³等となっている。この計画に沿って現状の森林資源を整備するためには、森林計画制度の充実とその適正な運用、造林、林道等林業生産基盤の整備拡充、林業労働力の確保等多くの課題があり、これらに適切に対応していくことが必要となっている。

(計画的施業の推進)

森林計画制度は、森林の計画的整備と適切な森林施業の確保を目的として、私・公有林及び国有林について体系付けられている。

私・公有林については、山林保有者が自主的に単独又は共同でその保有する森林について計画期間を 5 か年とする森林施業計画を作成し、都道府県知事等の認定を受ける森林施業計画制度が実施されている。

この認定状況をみると、森林組合等の指導、援助を通じて中小規模の山林保有者による団体共同森林施業計画の樹立が推進されていることなどから認定面積は年々増加しており、51 年度から 55 年度までの認定面積合計は私・公有林（都道府県有林を除く。）面積の 58% に当たる 947 万 ha に達している（表 IV-8）。

（林業振興地域の整備）

近年の林業労働力確保の困難化、国産材市場の狭あい化等国内林業を巡る厳しい諸情勢に対応し、地域林業の発展を図るため、市町村等を中心として、各種の森林・林業施策を総合的に推進する林業振興地域整備計画の策定が進められており、57 年 3 月末現在 200 地域（235 市町村）で策定されている。

（2） 林道の整備

林道は、合理的な林業経営及び森林がもつ多角的機能を発揮するためのきめの細かい森林施業を実施する上で欠くことのできない施設であるとともに、地域産業の振興と住民福祉の向上に大きな役割を果たしている。

55 年度の林道の開設（新設）は、財政支出の抑制等により 3,233km と前年度を下回り、「森林資源に関する基本計画」に即して立てた全国森林計画（53 年度から 67 年度までの 15 か年間の計画）の年平均開設計画量に対して 56% の水準にある。この結果、56 年 3 月末現在の林道開設延長は 9 万 8,564km で、「森林資源に関する基本計画」における林道の整備目標に対して 36% となっており、なお、今後の林道の計画的整備が重要な課題となっている（図 IV-15）。

次に、林道開設の施行主体は、主として都道府県及び市町村であるが、奥地でかつ広範囲の森林資源の開発や林業を中心とした地域開発を推進するための大規模な林道の開設については、森林開発公団によって行われている。

また、林道開設のほか、近年、車両の大型化、重量化などに伴い、開設当時の構造では対応できなくなった既設林道については、輸送力の向上と通行の安全を図るため、橋りょうの架け替え、幅員の拡張などが行われている。更に、農山村の生活環境の向上及び林道維持管理費の節減などを図るため既設林道について舗装が実施されている。

一方、作業道は、集運材及び造林作業に付随して臨時的に設けられ、丸太生産や育林の費用を軽減し適切な森林施業を実施するために、開設量の増加がみられている。

(3) 林業労働

近年の林業就業者数を総理府「労働力調査」（全人口の就業状態を全国3万3,000世帯の15歳以上の者約7万6,000人につき毎月末1週間の就業状態から推定した調査）によってみると、20万人前後で推移している（表I-2）。これらの林業就業者は、自営林業に従事する者のほか、森林組合、民間林業事業者、地方公共団体、営林署等に雇用されている。

（林業労働力の動向）

林業に従事する者を農林水産省「世界農林業センサス」によってみると、55年1月以前の1年間に1日でも林業に従事した農家及び林家の世帯員は124万1,421人を数え、一方、55年7月以前の1年間に年間150日以上林業事業者等に雇用された林業専門労働者は11万398人を数えている（図IV-16, 17）。これらを10年前（45年）に比べると、前者は37%減と大幅に減少したのに対し、後者は18%減と減少の度合いが小さく、林業労働力には専門労働者の割合が高まっている状況がみられる。

一方、総理府「国勢調査」（55年は1%抽出結果）によって、林業就業者（9月末の一週間に主として林業に従事した者）数の年齢階層別シェアの推移をみると、40歳未満の就業者が全体に占める割合は、45年には40%であったが55年には18%に減少し、逆に50歳以上の就業者は29%から48%に増加しており、高齢化の進んでいる状況がみられる（図IV-18）。

また、文部省「学校基本調査」によって新規学卒者の林業への就業者数をみると、55年の高等学校卒業者は409人と45年に比べ44%減少している。

今後、林業労働力を安定的に確保していくためには、林業の基盤整備を図り、林業を就業の場として魅力あるものにするとともに、林業労働者の労働条件を向上させていくことが

必要である。また、林業労働力の高齢化の進行に対処して、伐木造材、集運材等に必要な資格、免許、技術を若年林業労働者に習得させ、基幹的林業労働者を育成確保していくことが重要となっている。

(労働条件)

伐出部門に雇われた林業労働者の労働条件を53年農林水産省「林業動態調査」によってみると、雇用形態は、全体の43%が常雇によるもの、残りが季節、臨時雇によるものとなっており、46年に比べて常雇が8ポイント上昇している。

また、労働省「林業労働者職種別賃金調査」による55年の伐出業の1日当たり職種平均賃金は、7,848円で前年に比べ9%上昇しており(表IV-9)、その支払形態は57%が定額払、また、通勤、山泊別の就労形態は通勤が92%となっている。

更に、造林部門について林野庁「造林請負事業体調査」によってみると、55年度に造林請負事業体に雇用された労働者の年間就労日数は150日未満の者が全体の48%を占めている。また、全体の79%が造林以外の仕事にも就労しており、特に農業に就労した者は全体の57%を占め、造林労働力は農業との兼業が多い状況がみられる。また、賃金の支払形態別に事業体数をみると、日給払が全体の81%(出来高払との併用12%を含む。)を占めている。更に、55年度の賃金を林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によってみると、1日当たり職種平均賃金は6,567円で前年度に比べ7%上昇している。

次に、社会保険制度の林業に対する適用状況をみると、まず、労働者災害補償保険は、労働省「労災保険事業月報」によると、56年3月末現在、適用事業場が3万5,515事業場、適用労働者数が19万1,175人となっている(図IV-19)。

また、雇用保険については、労働省「雇用保険事業月報」によると56年8月末現在、適用事業所数が3,952事業所、被保険者数が6万3,761人となっている。

更に、医療保険及び年金については、林業が任意包括適用となっている健康保険及び厚生年金への加入者は少ないが、林業労働者の多くは国民健康保険及び国民年金に加入している。

また、林業労働者の退職金制度の適用状況は、林業労働者の就労が季節的、間断的であること、林業事業体は小規模のものが多く独自の退職金制度を設けることが困難であることなどのため、他産業に比較して遅れていた。このため、林業にも「中小企業退職金共済法」

に基づく特例的退職金共済制度を適用させることを目的とし、53年度から林業従事者中小企業退職金共済制度適用促進対策を実施してきた。この結果、所要の要件が満たされたので、林業は労働大臣から特定業種として指定され、57年1月から建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合において林業に係る特例的退職金共済事業が開始され、林業労働者のための退職金制度が整備された。

(労働安全衛生)

林業労働は、就労場所が屋外であり、天候等の影響を受けることに加えて足場の不安定な傾斜地における重筋労働であるなどの特質を有することから、林業における労働災害発生の危険性は高い。このため、従来から各種作業の機械化の推進、作業手順及び作業基準の設定、作業施設等の整備を行うとともに、安全衛生教育の普及徹底等の安全衛生対策を積極的に推進してきた。

55年の林業労働災害の発生状況を労働省「労働者死傷年報」によってみると、被災による死傷者は1万2,490人、うち、死亡者は117人で、前年に比べ死傷者は164人減少したものの死亡者は2人の増加がみられた。

また、労働災害の内容を労働省「労働災害動向調査」によってみると、労働災害の発生ひん度を表す度数率と災害の程度を表す強度率及び死傷者1人当たりの平均労働損失日数はそれぞれ前年を下回ったものの、度数率、強度率は全調査産業を上回っている(表IV-10)。

次に、56年3月末現在におけるチェーンソーなど振動機械による振動障害の発生状況をみると、民間林業労働者のうち、労働者災害補償保険による療養継続中の者は5,376人、国有林野事業では公務災害認定者が3,564人となっている。

振動障害については、振動機械操作時間の規制の徹底、振動の少ない機械及び代替機械の開発・改良・導入、特殊健康診断の実施等の予防対策及び温熱療法の実施等の治療対策が進められており、今後ともその充実を図っていくことが必要である。

(4) 林業金融

55年度における林業及び木材・木製品製造業に対する全国金融機関の貸出残高は、林業が8,885億円で前年度に比べ9%、木材・木製品製造業が3兆2,145億円で前年度に比べ5%とそれぞれ増加した(図IV-20)。

このうち林業については、長期の償還期間が認められている設備資金を中心とした政府関係金融機関の貸出残高のシェアが 55 年度には 60%を占め年々拡大している。一方、木材・木製品製造業については、一般金融機関からの短期の運転資金が主体となっている。

林業への政府関係金融の大部分を占める農林漁業金融公庫（沖縄振興開発金融公庫を含む。）の林業関係資金の貸付決定額をみると、55 年度の総額は 704 億円と 3 年ぶりに前年度に比べ大幅に増加した（表 IV-11）。資金種類別にみると、造林資金、林業経営改善資金、共同利用施設資金の増加が大きく、この 3 資金で増加額の約 9 割を占めている。この中で、融資額の最も大きい造林資金の増加は、融資対象事業量が減少しているにもかかわらず、1ha 当たりの事業費が前年度に比べ植栽が 11%、保育が 20%とそれぞれ増加したことなどが要因とみられる。

次に、国産材の生産及び流通の合理化の促進を目的として、54 年 10 月に創設した国産材産業振興資金制度の融資状況をみると、55 年度末の貸付残高は、342 億円と前年度末に比べ 2.0 倍となっている。資金の種類別では、素材の生産及び引取りのための国産材供給近代化資金が全体の 93%を占めている。

また、林業者等に対する信用補完制度である林業信用基金の 55 年度の債務保証の状況を見ると、国産材産業振興資金制度が普及したこと、木材不況が深刻になったことなどによって債務保証額は 728 億円と前年度に比べ 28%の増加となった（表 IV-12）。

一方、被保証者の倒産などに伴う代位弁済の状況をみると、55 年度は木材関連産業の不振を反映して 83 件、8 億 9,000 万円となり、前年度に比べ件数で 32%、金額で 30%の増加となった。

更に、林業改善資金は間伐の促進、林業労働安全衛生の確保、林業後継者の養成確保等について林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するために都道府県によって無利子資金の貸付けが行われている。55 年度の貸付資金枠は、51 年度の制度発足以来、貸付対象の拡大、おう盛な資金需要等を反映して 63 億円と前年度に比べ 15%増加した。

(5) 林地価格

林地価格の動向を財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」によってみると、56 年 3 月末の林地価格の全国平均（1ha 当たり）は、用材林地が 87 万円、薪炭林地が 57 万円とそれぞれ前年に比べ 1%、2%上昇しているが、54、55 年と続いた上昇加速傾向は木材価格の低迷に伴って鈍化した（図 IV-21）。

また、同調査により、林地価格の変動理由をみると、我が国経済の高度成長期には「宅地化、観光開発等の影響」によるとするものが全体の50～60%を占めていたが、安定成長期になると20～40%に低下し、代わって「一般物価の上昇」によるとするものが、また、54年の木材価格上昇時には「林業収益を目的」とするものがそれぞれ増加している。

一方、大都市周辺で宅地化の影響等のため高額となり、全国平均に算入しなかった市町村の林地価格の平均は、56年3月末には607万円（1ha当たり）と全国平均の約7倍となっている。しかし、その50年以降の価格動向は低迷しており、林地価格の全国平均とは異なった動きを示している。

(6) 林業技術

(林業技術の開発と普及・指導)

森林・林業に対する要請の多様化に対処しつつ、林業経営の改善等を図るため、国及び都道府県の林業試験場等を中心として、林業に関する基礎的な研究及び技術開発が長期的かつ総合的に行われている。

これからの研究機関では、特に、近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化に即して、(1)間伐対象人工林の増大、非木質系材料の進出等に対応するセブン・バイ・セブン工法（7×7工法）の開発などの木材の有効利用技術、(2)国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能と木材生産機能との調和を図る非皆伐育林・伐出技術等の森林施業技術、(3)松くい虫によるマツの枯損、スギカミキリなどによるスギ、ヒノキの樹幹部被害、カモシカなどによる幼齢造林木被害等の増大に対応する森林被害防止技術、(4)食生活の変化に伴い需要が増大しているしいたけ等食用きのこ類の生産に関する技術、(5)省エネルギー時代に対応する自然エネルギーの効率的利用技術などについての研究・開発が推進されている。

このような研究・開発の成果は、各部道府県の林業専門技術員及び林業改良指導員が中心となって林家などへ普及・指導されており、近年、林業研究グループ等を軸とした地域林業の形成を重点とした普及活動が行われている（図IV-22）。また、国有林野事業では実用的な技術を中心に林業機械のリモコン化などの技術開発が行われているとともに、専門官の配置などを通じて技術開発体制の整備が進められている。

また、開発途上国との間における林業技術に関する協力の重要性が高まり、山岳林の伐出技術及び森林造成技術の移転、森林資源調査の実施、研究者の派遣等が進められている。し

かしながら、我が国の育林技術を熱帯地域の森林造成に直接用いることは難しく、この点について更に研究を続けることが必要となっている。

(ユフロ第 17 回世界大会の開催)

森林・林業に関する国際的な研究協力、情報の交換等を目的とした国際林業研究機関連合 (IUFRO) の第 17 回世界大会が 71 か国から 1,500 名の研究者等の参加を得て、アジアでは初めて、56 年 9 月に京都市で開催された。この大会では、「明日の森林は今日の研究から」というシンボルテーマの下に、世界の森林・林業が直面する諸問題について、講演、研究発表、意見交換が行われるとともに、特に熱帯地域の森林資源の減少について地球全体の問題として憂慮し、その維持造成に対する研究の推進と国際間の連携の重要性を訴えた大会宣言が採択された。大会及び引き続き行われた我が国の各林業地における現地研究集会を通じて、我が国の林業技術が高く評価されるとともに、我が国と海外諸国との研究情報の交換がより緊密になり、今後の技術開発、経済協力の円滑な推進について大きな成果が期待されている。

(林業機械)

林業の機械化は、労働強度の軽減、労働生産性の向上等に大きな役割を果たしており、林業労働者が年々高齢化している中でますます重要となっている。

農林水産省「世界農林業センサス」によって 45 年と 55 年との私・公有林における主な林業機械の所有状況をみると、この 10 年間に集材機は 27% の増加であったが、チェーンソーは 3 倍、林内作業車は 7 倍と大幅に増加した (図 IV-23)。チェーンソーは、近年盛んになった間伐材の生産及びしいたけ原木の伐採などに中小規模の林家でも広範に使用されるようになったこと、また、林内作業車は、簡便な車両系集運材機械として開発され間伐材の生産などに普及したことが増加の要因とみられる。

しかしながら、林業機械の普及状況は一部の機械を除いてなお不十分であり、更に、生産性の向上を図り振動障害対策を含めて労働安全衛生をより確保するため、多工程処理の可能な機械及び労働安全衛生に重点を置いた機械の開発が必要となっている。このため、現在、玉切積込集材機、木材破碎トラック、末木小径木簡易搬出機器などの開発、改良を進めている。また、既に開発済みのリモコンウインチ、低騒音チェーンソー、油圧カッターなどについては早急な普及を図る必要がある。

(木質系エネルギー)

石油価格の上昇などエネルギー供給事情の変化に対応して、未利用エネルギーの開発が積極的に行われている。この中で、木質系エネルギーは薪炭を中心として近年まで日常生活に重要なエネルギーとして利用され、国民になじみが深いこと、再生産が可能な資源であることなどの特性から、ローカルエネルギーのひとつとして注目されており、「新経済社会七ヵ年計画」及び「森林資源に関する基本計画」においても木材をエネルギーとして活用するための見直し、適切な利用技術の研究開発の推進を打ち出している。

林野庁の調査によると、島根県のある地域では、ブドウ栽培の加温用エネルギーとして現在使用している年間 8,000kl の重油を新しい木質系固型燃料に切り換えることが具体化しつつあるほか、岩手県など各地で木質系エネルギーの利用が検討されている。

このような情勢に対応するため、未利用あるいは低利用状態にある間伐材や各種の木質系残廃材などをエネルギー源として有効利用するため、収集、加工、燃焼等の技術開発を総合的に進めることが重要となっている。

3 経営体の動向

(1) 林家

55 年度の林家の経営動向を農林水産省「林家経済調査」によってみると、保有山林規模 5～500ha 層の林家 1 戸当たりの林業所得は 40 万 5,000 円と前年度に比べ 17%の減少となった（表 IV-13）。

これを、林業粗収益、林業経営費別にみると、林業粗収益は、きのこ生産、その他林産による収益がしいたけなど特用林産物の生産の伸びによってそれぞれ 31%、35%増加したが、立木販売が 55 年春以降の木材価格の下落により 23%減少したため、前年度に比べ 3%減少した。また、保有山林規模別に林業粗収益の内容をみると、立木販売及び丸太生産による収益は 100～500ha 層では全体の 94%を占めているが、5～20ha 層では 46%と低くなっている。一方、きのこ生産、その他林産による収益は、100～500ha 層では 6%を占めるにすぎないが、5～20ha 層では 49%に達している。

林業経営費は、原木費及び請負わせ料金をはじめ各費用とも増加したため 1 戸当たり 26 万 5,000 円と前年度に比べ 31%の大幅な増加となった。

また、保有山林規模 1～5ha 層の農家林家 1 戸当たりの 55 年度の林業所得は、9 万 8,000

円と前年度に比べ 4%減少した。

次に、保有山林規模 5～500ha 層の林家 1 戸当たりの自営林業へ投下した自家及び雇用労働量をみると、近年は人工造林面積の減少等に起因して減少傾向で推移していたが、55 年度は 54 人目と前年度に比べ 8%増加した（図 IV-24）。この動きを保有山林規模別にみると 5～20ha 層では 42 人目と前年度に比べ 14%増加したが、100～500ha 層では 331 人目と前年度に比べ 10%減少した。これは、5～20ha 層の林家では特用林産物の生産が活発になったこと、また、100～500ha 層の林家では、植付、保育、丸太生産などの事業実行形態が直接雇用から請負に移行していることが要因とみられる。

(2) 林家以外の経営体

林家以外の私・公有林の経営体としては、会社、社寺、共同、団体・組合、慣行共有、市区町村、林業（造林）公社、都道府県、森林開発公団等がある。

ここでは、第 II 章で述べた経営体以外の主なものについてみる。

（慣行共有）

慣行共有は、山林の所有名義が共同、団体、社寺、財産区等になっているものの実質的には山林の使用収益が慣行として共同体的制約（入会の制約）を受けているものであり、その成立の歴史的経緯から北海道には非常に少ない。

農林水産省「世界農林業センサス」によると、55 年の慣行共有数は 6 万 1,638 経営体と 45 年に比べ 17%減少し、保有山林面積も 117 万 6,000ha と 13%の減少となった。

慣行共有については、30 年代以降の農山村における産業形態の変化及び薪炭利用の減少から旧来の方法による利用が低下してきたが、権利関係が複雑なため、拡大造林等の新しい利用が進まない状態であった。このため、41 年からは「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき権利関係の近代化を図るとともに、52 年度からは入会林野等高度利用促進対策事業と合わせて整備後の利用の増進を図っており、55 年度末までに権利関係の近代化が完了した面積は約 42 万 ha となっている（表 IV-14）。

この事業実施後の新たな土地利用状況をみると、林業的利用が全面積の 98%に及んでおり、これらの経営形態を面積割合でみると、生産森林組合などの協業経営体に移行したものが 63%、個別経営が 37%となっている。しかし、なお、整備を行い拡大造林などを進める

べき入会林野等は数多く残っており、農家林家の経営規模の拡大、山村における就労機会の拡大等を図るため、入会林野等の高度利用を進めることが必要となっている。

(林業(造林)公社・森林開発公団) 林業(造林)公社は、56年3月末現在、32府県で36公社設立されている。林業公社の造林は旧薪炭林地帯を中心として自営造林の進み難い地域の拡大造林を分収契約によって計画的、集团的に進めており、55年度には、1万6,000haの拡大造林を行い、その55年の保有山林面積は26万4,000haで45年に比べ3.5倍になった。

公社の経営資金の調達状況をみると、補助金及び農林漁業金融公庫、府県、市町村等からの借入金などによって賄われている。このため、55年度末の全公社の借入金残高は、1,878億円となり、この67%に当たる1,259億円が農林漁業金融公庫からの借入金となっている。公社の経営する山林は、当分の間伐採収入を得ることが難しいIII齢級以下の人工林が多く、今後も経営資金を借入金に依存する状態が続くものと見込まれる。

このため、主伐収入が得られるようになるまでの資金調達が公社運営の大きな課題となっている。

また、森林開発公団は、31年に森林資源の開発が遅れている特定の地域内の森林を急速かつ計画的に開発して林業生産の増大に資することを目的として設立され、現在、大規模林業圏開発林道及び特定森林地域開発林道の開設・改良並びに分収造林方式による水源林造成事業を実施している。

水源林造成事業についてみると、保安林整備の一環として55年度には1万1,400haの拡大造林を行い、36年度からの累計面積は30万5,500haに達している。このうち、30年代後半に造林した林分の多くは間伐期に達し、計画的に間伐を実施することが今後の重要な課題となっている。また、近年、拡大造林について公的機関(国有林を除く。)のウエイトが一段と高まりつつあるが、55年度には公的機関による拡大造林(4万2,000ha)のうち公団造林が27%を占め、公的機関による拡大造林推進の上で大きな役割を果たしている。

次に、林道事業についてみると、旧薪炭林地帯の総合的开发を目的とする大規模林業圏開発林道は、55年度には18路線29kmが開設され、48年度からの開設延長は152kmに達している。また、奥地未開発の森林資源の開発を目的とする特定森林地域開発林道は、55年度には8路線54kmが開設され、40年度からの開設延長は1,057kmに達している。

(都道府県)

都道府県が保有する山林は、基本財産としての森林の造成、水資源のかん養、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能の発揮、地域の森林施業の指標などを主要な目標として経営されている。

農林水産省「世界農林業センサス」によると、55年の都道府県の保有山林面積は、116万5,000haに45年と比べて7%の増加となった。このうち、全体の66%に当たる77万3,000haは北海道及び山梨県に集中している。

都道府県有林の経営状況を林野庁「都道府県営林管理経営問題検討調査」によってみると、54年度には、40道府県で起債によって林業経営費の不足を補っており、近年、経営に要する費用のうち林業収入への依存度が低下する傾向がある。また、都道府県有林の事業実行形態についてみると造林は請負わせが、木材の販売方法は立木による売払いが主体を占めており、直営事業を行っている都道府県は、造林では9府県、丸太生産では2県にすぎない。

(3) 森林組合

森林組合は、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする森林所有者の協同組織である。56年3月末現在、1,933組合が設立されており、組合の経営基盤の強化等を目的とした合併の進推等により、前年に比べ56組合が減少している。

林野庁「森林組合統計」によって、54年度における森林組合の組織状況及び事業の実施状況を森林組合一斉調査票を提出した1,950組合についてみると、次のとおりである（表IV-15）。

(1) 組合員数は177万9,000人（1組合平均912人）、組合員の所有森林面積は1,169万ha（1組合平均5,993ha）であり、組織率は組合地区内の森林所有者の57%、組合地区内の私・公有林（都道府県有林を除く。）面積の70%となっている。

(2) 造林事業については、人工造林を行った組合が全体の73%を占める1,432組合を数え、その面積は、7万4,000haと前年に比べ7%の増加となっており、私・公有林造林面積の54%を占めている（図IV-25）。

森林組合が行った人工造林面積の内訳をみると、個人の委託を受けて行ったものが43%と最も大きく、次いで森林開発公団・林業（造林）公社が33%、都道府県、市町村及び財

産区が 17%となっており、近年、公団・公社のシェアが高まりつつある。特に、公団・公社が行う造林のうち、森林組合が実行したものの割合は、公団造林が 5 割、公社造林がほぼ全部という状況にある。

また、保育を行った組合は全体の 80%に当たる 1,555 組合となっており、近年、保育対象林分の増加を反映して事業量は年々拡大している。

(3) 丸太の生産を行う林産事業は、全体の 50%を占める 982 組合によって実施され、生産量は 227 万 m³ と前年度に比べ 2%の増加となった。私・公有林の丸太生産量に占める森林組合のシェアは拡大しつつあるものの、54 年度で 9%にとどまっており、造林事業のそれに比べて低い水準にある。

(4) 林産物を組合員から受託あるいは買取りをして販売する販売事業は全体の 63%に当たる 1,225 組合が実施しており、販売額は 425 億円に達し、その品目別シェアは丸太が 69%、しいたけが 15%、立木が 8%を占めている。近年、販売事業はしいたけ販売額の増加から拡大傾向にある。特に、54 年度は、これに加えて木材価格が上昇したために、丸太、立木についても前年度を上回る販売額となったことから、前年度に比べ 23%の大幅な増加となった。

(5) 製材、チップ製造等を行う加工事業についてみると、製材は全体の 9%に当たる 185 組合が、また、チップ製造は全体の 4%に当たる 73 組合が実施している。更に製材を行っている組合数は、45 年度から 54 年度の間に 19%増加し、これに伴って製材品生産量も 51%増加した。

(6) 山行苗木、肥料、林業用機械器具等林業に必要な物資の供給を行う購買事業についてみると、全体の 95%に当たる 1,855 組合が実施し、取扱高は 282 億円と前年度とほぼ横ばいになった。特に、この事業の販売額の 53%を占める山行苗木の販売数量は、私・公有林の苗木使用量の 61%に当たる 2 億 9,000 万本となっている。

(7) このほか、森林組合では林道、病虫害防除、資金の貸付け等の諸事業を行っている。このうち、資金の貸付けについてみると、54 事業年度中に森林組合が農林漁業金融公庫、農林中央金庫などから借り入れて組合員に貸し付けたものの金額は、造林資金、林業経営維持資金などの農林公庫資金については 124 億円、森林担保金融を主体とした系統資金については 210 億円に達している。

なお、造林事業、林産事業等を実施するに当たって、その担い手である森林組合の作業班

についてみると、55年3月末現在全体の70%に当たる1,364組合が作業班を組織している。また、作業班員数は6万1,152人と前年に比べ2%増加しており、更に、1人当たりの年間平均就労日数も142日と増加傾向にある(図IV-26)。このうち、150日以上就労した者の占める割合は49%であるが、これを地域別にみると、関東、東山、東海地域では60%を超えており、これらの地域では男子の作業班員が全体の8割以上になっているなど専門化の傾向がみられる。

近年の森林・林業を巡る厳しい情勢の中であって、森林組合は、造林から丸太生産までを担う地域林業の中核的担い手として期待されているが、今日、緊急に必要とされている間伐の推進をはじめとして、国産材資源の充実に備えた体制整備を図ることが必要となっている。

次に、組合員が山林及び労働を提供して森林の経営等を行う生産森林組合についてみると、55年3月末現在の組合数は入会林野等高度利用促進対策事業の進展に伴って、2,870組合と前年に比べ84組合増加している。

このうち、調査票を提出した2,354組合の組合員数は23万4,000人、経営森林面積は26万7,000haとなっている。54年度の主な事業の実行状況をみると、人工造林を実施した組合は全体の14%の組合でその面積は1,340ha、保育を実施した組合は61%でその面積は1万7,400ha、立木、丸太、きのこ等の販売を行った組合は34%でその販売高は24億円となっている。

4 国有林野の管理・経営の動向

国有林野は、国土面積の約2割、森林面積の約3割を占めており、国民共通の財産として、これを管理・経営する国有林野事業は、国民経済及び国民生活の上で、それぞれの時代の国民の要請にこたえて様々な役割を果たしてきたが、今日及び将来にわたって、(1)林産物の計画的、持続的な供給、(2)森林の有する公益的機能の発揮、(3)農山村地域振興への寄与等の役割を果たしていくことが重要となっている。

しかしながら、国有林野事業の経営は、近年、国産材価格の低迷と諸経費の増加、森林の有する公益的機能の発揮をより重視した森林施業の実施、資源の賦存状況からの伐採量の制約に加えて、事業の縮減傾向が続く中での管理部門の相対的肥大化等により、50年度以降連年多額の損失を計上するなど厳しい状況にある。

このような状況に対処して、国有林野事業は、53年から「国有林野事業改善特別措置法」

に基づき策定した「国有林野事業の改善に関する計画」に即して、自主的改善努力を前提として、林業生産基盤の整備、事業運営の効率化、経営管理の適正化、収入の確保等の経営改善を計画的に進めるとともに、このような自主的改善を進めるために必要な財源措置を講じつつ健全な経営の確立を図っている。

53年度から56年度にかけて実施した主な改善事項は次のとおりである。

(1) 林業生産基盤の整備については、「国有林野事業改善特別措置法」に基づき一般会計からの繰入金及び資金運用部からの長期借入金を得て、造林及び林道への投資を行った。造林事業においては、立地条件や森林の現況に応じ、技術合理性にのっとり事業の推進を図っており、また、林道事業においては、森林の有する公益的機能を損なうことなく、伐採、造林等事業全体の効率性が確保されるよう路線の選定に努めた。

(2) 事業実行体制の整備については、造林事業、製品生産事業とも企業の能率性を尺度として非能率直よりの廃止を含む現場作業の改善を進めるとともに、請負事業体の活用を図った。

(3) 直よりの製品生産事業における労働生産性の向上については、要員配置の適正化、作業仕組の改善、機械の開発・改良の進展及び現場管理の改善に努めたことなどにより、55年度は52年度を100とした場合119に向上した。

(4) 要員管理の適正化については、高齢職員の退職促進、新規採用の抑制等により、53年度から55年度の3年間で定員内外職員合計で約6,600人と約10%の要員規模の縮減を図るとともに、広域配置等より要員配置の適正化を進めた。

(5) 組織機構の簡素合理化については、53年度に北海道内5営林局を1営林局4支局に再編整備したほか、北海道以外の地域の9営林署の統廃合を実施し、更に56年度には7営林署の統廃合を実施した。

また、営林署の現場組織である事業所については、53年度から55年度の3年間で155か所の統廃合を実施した。

(事業の実施状況)

このような状況の中で実施された55年度の各事業は次のとおりである。

伐採量は、森林資源上の制約などから前年度に比べ7%減の1,378万m³（立木材積）となった。このうち、間伐は間伐対象林分の増加から前年に比べ22%増と近年の増加傾向が続いている（図IV-27）。

販売についてみると、立木のまま販売した数量は741万m³、丸太で販売した数量は477万m³となり、両者を合わせた林産物販売金額は木材価格の上昇もあって2,544億円と前年度に比べ2%増加した。

製品生産事業についてみると、生産された丸太は497万m³で前年度に比べ1%減少したが（図IV-28）、伐採量の中に占める製品生産資材量（立木）のシェアが51年度には39%であったものが55年度には45%に拡大している。

造林事業は、造林対象地の立地条件に応じて人工造林及び天然更新を適切に選択して実行しており、人工造林面積は4万8,000haと前年度に比べ3%増加し、また、天然更新面積は6万4,000haと前年度に比べ4%減少した（表IV-16）。

林道の開設は、自然環境の保全等に配慮しつつ実行し、開設量は前年度とほぼ同様の1,116kmとなった。

治山事業については、第五次治山事業五箇年計画に基づき、国土の保全、水資源のかん養等の諸機能の維持増進を図るため、民有林治山事業、治水事業などとの有機的な連携の下で地域の実情に即した治山事業を行った。

更に、国有林野の活用を通じて農山村地域住民の福祉向上及び地域産業に寄与する観点から、56年3月末現在、部分林12万3,000ha、共用林野181万4,000haなどの地元施設を設置している。また、国有林野の中に設けられ、国民の保健休養の場として広く利用されている自然休養林などのレクリエーションの森は、56年4月1日現在54万haに及んでいる。

そのほか、55年の異常冷夏による諸被害で経済的に困窮した地域に対する地元振興策（被害地域で地拵、除伐を重点的に実施）、55年から56年にかけての雪害の復旧（被害地域で国有林が私・公有林と協調しつつ被害復旧を実施）等臨機に地域の実情を配慮した地元対策の推進に努めている。

また、国有林野の管理処分にあっても、国有林野の適正な管理経営との調整を図りながら、都市公園等公共施設のための売払い、森林レクリエーションの場の提供、農林業構造改

善等のための活用などを行っている。

(財務状況)

この結果、55年度の国有林野事業特別会計の財務状況は、現金収支では70億円の収入超過となっているものの、一般会計からの受入れ額84億円及び資金運用部からの長期借入金1,340億円を除いた実質現金収支比較では1,354億円の支出超過となっており、また、損益計算においても657億円の損失となっている(図IV-29)。このように依然として50年度以降の損失の発生と支出が自己収入を大幅に上回るという厳しい財務状況が続いている中で、国有林野事業が国民経済及び国民生活に果たす役割を適切に発揮するためには、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、自主的な改善努力を一層進めるとともに、長期的観点に立った財源措置の拡充及び適切な要員対策を講じつつ経営の健全性を確立することが急務となっている。

5 山村の動向

山村地域を「山村振興法」に基づく振興山村の区域で見ると、その面積は国土面積の約5割、林野面積では全体の約6割を占めており、農林産物の供給、水資源のかん養等にとって重要な機能を有する地域であるが、人口は全体の5%を占めるにすぎない状況にある。

山村からは30年代以降若年層を中心とした人口の流出が激しく、山村の現況は過疎と人口構成の高齢化、生活環境整備の立ち後れが顕著となっている。山村社会の衰退は林業生産活動の停滞をもたらす大きな要因となっており、森林資源の維持造成や森林の公益的機能の確保にとって大きな問題となっている。

経済地帯別山村における農家の経済状況を農林水産省「農家経済調査」によってみると、55年度の農家1戸当たりの農家所得は381万円と都市近郊527万円の72%、平地農村455万円の84%と低い水準にある。また、山村の農家所得の内訳をみると、農外所得が総所得の85%を占めこの比率は年々高まる傾向にある。

同じく山村人口の推移を総理府「国勢調査」によってみると、55年は50年に比べ5%減少し、45年から50年にかけての7%の減少、40年から45年にかけての12%の減少に比べ人口の流出は続いているものの、減少率には鈍化がみられる。この動きを地域的にみると、50年までの人口の減少は、北海道、四国、九州が大きく、東北、北陸、関東・東山、東海、近畿では少ない傾向がみられたが、50年から55年にかけては、各地域とも大きな差異がみられなくなっているのが特徴的である(図IV-30)。

また、山村住民の山村での生活に対する意向を国土庁「昭和 55 年度選定第 3 期山村振興計画樹立地域山村住民意向調査」によってみると、5 年前に比べて、「住みやすくなった」とするものが 43%を占めており、「住みづらくなった」とするものの 15%を大幅に上回っている。しかし、山村の将来について「発展する見込がある」とするものは 23%にとどまっているなど、山村の将来には、多くの問題が残っていることがうかがわれる。

更に、地域林業の有力な担い手の一員である林業研究グループが、地域振興における森林・林業の役割をどのようにみているかを 54 年度林野庁「地域における林業の発展条件に関する意向調査」によってみると、「農林複合経営による農林家の安定」が 50%、「木材やしいたけ等林産物の生産の増進による林家所得の向上」が 19%となっており、地域内に賦存する森林資源を活用して農林業所得の向上を図ろうとするものが、全体の 7 割近くを占めている。

山村地域においては、川下部門と一体になった地域林業の形成による木材生産の活発化や農林業複合経営の振興により、山村地域に賦存する資源を活用して収入の確保を図ることが重要となっている。特に、戦後造林した人工林がいまだ伐期に到達しない現状において特用林産物の生産は、森林資源の高度利用、高齢者、婦女子を含めた労働力の燃焼と連年収入の安定的確保等の観点から、その普及が期待されている。

V 森林の公益的機能

1 森林の公益的利用の現状と課題

森林は、木材等の林産物を供給する経済的機能とともに、(1)国土の保全、(2)水資源のかん養、(3)保健休養の場の提供、(4)自然環境の保全・形成等の多様な公益的機能を有しており、これらの総合的な発揮を通じて国民生活と深く結び付いている。

(1) 森林の公益的機能の発揮

(国土の保全)

56 年の主な山地災害の発生状況をみると、北陸、東北地方を中心とする豪雪に伴い、1 月から 5 月にかけて融雪による山地の崩壊、地すべり等の災害が発生し、8 月には台風 15 号の通過により関東、東北、北海道等広範な地域に大きな被害が発生するなど、被害額は 1,379 億円に及び前年を 54%上回る近年にない大規模なものとなっている。

このような状況に対処して、56年度には、重要流域及び山地災害危険地などを重点に緊急治山事業、復旧治山事業及び集落保全総合治山事業を行ったほか、治山施設修繕事業、松くい虫被害緊急対策治山事業等を実施した。

第五次治山事業五箇年計画は、52年度を初年度とし、1兆300億円（予備費等を除く。）を56年度までの5か年間に投資することとして発足し、この間、特に山地に起因する災害の防止、森林の水源かん養機能の向上及び都市周辺的生活環境の保全・形成を図るような事業を重点として、積極的かつ計画的に実施した。この結果、達成率は98%となった（図V-1）。

我が国は、地形が急しゅんで地質もぜい弱であり、台風豪雨、豪雪等にしばしば見舞われることもあって、山崩れ、地すべり、土石流などの山地に起因する災害が起りやすい状況にある。

更に、近年の経済社会の進展に伴い国土の開発及び利用が山地周辺に及んでいること、水需要の増加による水源山地の保全が重要となっていること、都市の生活環境が悪化していることなどから、荒廃山地の復旧・整備、水源山地の整備、生活環境の保全・形成等を目的とした治山事業の重要性が高まっている。

一方、54年に策定された「新経済社会七カ年計画」において国土保全部門の整備の重要性が指摘されていること、56年総理府「社会資本の整備に関する世論調査」では、国全体としての社会資本の整備についての要望として「治山・治水、防災施設など」が「福祉厚生、医療施設」と並んで上位に挙げられていることなどから、引き続き山地に起因する災害の防止、既存荒廃地の復旧促進など効果的な山地治山対策を積極的に推進して、国土の安全性の向上を図るとともに、森林の水源かん養機能の拡充強化、森林による生活環境の保全・形成、保安林機能の質的向上及び海岸保安林の保全を図る治山事業の拡充強化が重要な課題となっている。

（水源のかん養）

近年の水使用量の推移をみると、産業構造の変化、節水意識の高まり等により、伸び率は生活用水及び工業用水とも鈍化しているが、総量は依然として増加している（図V-2）。

我が国の年平均降水量は世界平均の1.8倍に当たる約1,800mmとなっているが、人口1人当たりの年平均降水量は世界平均の約6分の1に当たる約6,000m³で必ずしも豊富なも

のではない。しかも、降雨が季節的に集中し、河川の勾配が急で延長が短いなどの自然的条件や人口が片寄って集中している社会的条件から、近年、東京都、福岡県、沖縄県で夏期には給水制限が行われるなど地域的な水不足が生じている。

国民生活や産業活動に不可欠な水がこれまで良質にして一部の地域を除いて濁れることなく保たれてきたのは、ダムなどの施設の働きとともに国土の3分の2を占める森林の、降水を土壌中に貯え下流地域の急激な増水を防ぐとともに、渇水時には森林内に貯えた水を徐々に河川に流出させるなど、水資源確保に果たす役割も見逃せない。

このため、水源のかん養上特に重要な森林については、森林面積の約2割に当たる542万haを水源かん養保安林に指定し、伐採の方法・限度、植栽の義務などを定めることによって適切な森林施業を確保し、水源かん養機能の維持向上を図っている。また、水源地域の保全上特に重要な水源山地においては、荒廃地などの整備と二段林など保水力の高い森林の造成を組み合わせた総合的な治山事業を積極的に行っているほか、森林開発公団、林業（造林）公社、水源基金による水源林の造成などが実施されている。

（森林のレクリエーション的利用）

森林レクリエーションの代表的な対象地である国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の自然公園は、合わせて530万ha設置されており、その大半が森林で占められている。これらの自然公園の利用状況をみると、55年の利用者数は8億人となっており、近年ほぼ横ばいとなっている（図V-3）。

次に、保健休養機能を有し、かつ、その機能の高度発揮が期待されている都市近郊の森林を保健保安林として積極的に整備しており、その面積は、56年3月末現在16万ha（兼種のものを含む。）となっている。

また、国有林においても、山岳、高原、渓谷など景観の優れた地域やスキーなど野外スポーツに適した地域を広く国民の利用に供するため、レクリエーションの森が54万ha（56年4月1日現在）設定されており、その利用者数は55年度には1億6,000万人で前年度に比べわずかに増加した。

56年総理府「自然保護に関する世論調査」によって自然との触れ合いについてみると、この1年くらいに間にレクリエーションなどの目的で森、山、川等の野外の自然の多いところに調査対象者の66%が出掛けており、その回数は「年に1~3回」の者が42%で最も多い（図V-4）。

都市化の進展に伴い日常生活において自然と触れる機会が減少しており、一方では、余暇時間が増大していること、道路網の整備が進んでいることなどから、森林を対象とする野外レクリエーション活動が活発になっている。このため、森林における自然と調和のとれたレクリエーション施設の整備が必要となっている。

(自然と森林教育)

日常の生活で自然に触れる機会が少ない児童、青少年に対し、森林を通じて健全な心身と豊かな情操を養うとともに、森林、林業などの現状とこれらの人間生活とのつながりを学習させることが必要となっている。

このため、地方公共団体、国有林などにおいては、児童、青少年を対象に森林、植物、動物等自然と接することによって森林・林業についての理解を深めることに役立つ野外教育を行うとともに（図 V-5）、野外教育の場を提供している。

都道府県、市町村などでは、山岳、森林レクリエーション施設等を利用して、森林、野鳥等の自然観察、植樹等の林業実習などの野外教育を行っている。

国有林では、見本林、伐出作業現場、苗畑などを利用して講義、見学、実習等による森林教育を営林署が自ら実施しているほか、学校行事の一環として行う野外教育にも積極的に協力し、同時に国有林野事業についての認識の向上も図っている。

また、児童の森林・林業についての理解を深めるため、小学生を対象とした森林の働き、地域の林業、木材の良さなどを紹介する副読本を作成・配布している。このような動きは、地方公共団体及び林業関係団体においてもみられる。

(2) 森林の公益的機能の維持増進

(保安林の整備)

公益的機能の発揮の上で特に重要な森林については、保安林に指定し、その保全と適切な施業の確保により公益的機能の維持増進を図っているが、更に「保安林整備臨時措置法」に基づく第3期保安林整備計画により、58年度までに、水源かん養保安林及び保健保安林を主体とした123万haの保安林の配備と、適切な施業を確保し保安林の質的向上を図るため418万haについて伐採の方法・限度、植栽の方法等を定める指定施業要件の整備とを行う

こととしている。現在、この計画に基づき、保安林の整備に取り組んでおり、56年3月末現在の保安林の面積（保安林の種類別面積の計）は749万haとなっている。

（林地開発行為の許可）

保安林等以外の地域森林計画の対象となっている私・公有林について、森林の有する機能を阻害しないよう林地開発の適正化を図るため、「森林法」の規定に基づき林地開発許可制度が実施されている。

この制度に基づく許可面積は、55年度には前年度に比べ若干増加しており、49年10月の本制度発足以来56年3月末までの累計許可面積は5万9,600haとなっている（表V-1）。

これを開発目的別にみると、最も許可面積の多い「農用地の造成」が比較的安定して推移しているのに対し、「ゴルフ場の設置」は最近激減し、「土石の採掘」は増加する傾向にある。

また、開発許可制度の対象外となっている私・公有林における国又は地方公共団体などが行う開発行為及び国有林内の開発行為においても、この制度に準じて開発行為の適正化が図られており、49年度から55年度までの累計面積は9万7,500haとなっている。

（自然環境の保全）

自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域がそれぞれ指定されており（表V-2）、その指定地域の大部分は森林となっている。

最近では、55年に遠音別岳原生自然環境保全地域（北海道）及び白髪岳自然環境保全地域（熊本県）が、56年に和賀岳（岩手県）及び大佐飛山（栃木県）の自然環境保全地域がそれぞれ指定されている（表V-2）。

また、野生鳥獣の保護繁殖に必要な森林が鳥獣保護区として55年3月末現在、295万ha（干潟、湖沼等に係る対象面積を含む。）指定されており、このうち特に規制の強い特別保護地区は18万haとなっている。

（公益的機能に関する受益者負担）

森林の有する公益的機能を高度に発揮させるためには、通常の施業に加えて特別の施業及び施業の規制を行うことが必要な場合がある。

このような場合、森林の公益的効用を受益するものも森林の造成・維持などに要する費用の一部を負担してほしいという要望が、森林所有者、森林が所在する地方公共団体などの中で強まっている。これを54年林野庁「地域における林業の発展の条件に関する意向調査」によってみると、林業経営の立場から森林の公益的機能の発揮に対する要請にこたえていくためには、森林所有者のみが責任をもつのではなく、受益者も協力（費用分担等）してその機能の確保を図っていく必要があると答えた者が56%に達している。

このような状況の中で、近年、水源かん養機能の向上を図るため、上流域で行う森林の造成・維持などについて、その効用を受ける下流域の地方公共団体などが協力して、それに必要な資金の負担、貸付けなどを行う事例が増えている（表V-3）。

また、森林のレクリエーション的利用についても、一般的には、駐車場、キャンプ場等の施設の利用料の一部を森林の管理に用いているが、東北地方の国有林では共用林野において共用林野契約の相手方が山菜採取料などのように入林料をもってゴミの始末や山火事警戒の巡視のための経費としている例が見受けられる。

公益的機能に関する受益者負担については、林業者、受益者双方の利益の調整が図られた適正かつ合理的な費用負担の在り方を確立していくことが必要となっている。

2 環境緑化

近年、都市及びその近郊は、緑地の喪失など生活環境が悪化しており、また、生活水準の向上に伴い住民も生活にやすらぎと潤いを求めるようになり、緑の保全、創設等の環境緑化に対する要請が一段と高まっている。

56年総理府「自然保護に関する世論調査」によってみると、住居の周辺において緑の自然に恵まれているかどうかについて、「恵まれていない」とする者は、町村（郡部）では5%であるのに対して、11大市では36%にも達しており（図V-6）、これらの者の大部分が住居の周辺にもっと緑や自然が欲しいと思っている。

56年における緑化に関する動きをみると、春の緑化行事の中心として全国植樹祭（奈良市においてイチイガシ、シラカシ等を植樹）が開催されたほか、地域住民、青年団等が中心となって植樹や樹木の手入れなどを行うことにより一般市民の緑化活動への参加を促すみ

んなの森の造成等の事業が実施された。

次に、緑化木の生産及び生産者価格の動向を財団法人日本緑化センター「緑化樹木の生産状況調査」及び「緑化樹木の価格の動態」によってみると、55年の緑化木の栽培本数は、前年に比べ7%減少して4億6,500万本となり、50年に比べると半減した（表V-4）。

これは、近年の着工住宅新設戸数の減少等に伴い需要が伸び悩んでいること、緑化木の過剰供給に伴う生産調整が進んでいることなどによるものと考えられる。また、緑化木の生産者価格指数は、56年に入って春需期に133.3に上昇した後横ばいとなっている（図V-7）。

緑化木の生産は比較的長期にわたることから、その供給は急激な需要の変化に対して弾力的に対応することが困難な性格を有している。このため、需給見通しの策定、需給に関する情報の充実などを通じて需給の安定を図る一方、緑化木の規格化の推進、流通機構の整備を図っていくことが必要となっている。

む す び

55年半ば以降、木材関連産業は、住宅建設やパルプ生産の減少に伴う木材需要の減退、木材輸入における丸太の減少と製品の増加など需給両面にわたる変化により、操業度の低下、取扱量の減少、輸入価格と国内価格の逆転などの現象が生じ、長期にわたる深刻な不況に陥っている。

一方、国内林業に目を転じると、森林資源が造成過程にあり林道等生産基盤の整備水準も低いという状況の中で国産材価格の低迷、山村の過疎化等の厳しい環境が続き、更に上述の木材不況の影響も加わって、その生産活動の低迷が著しく、経営体の経営意欲や林業依存度の低下がみられる。このため、拡大造林の面積が減少するとともに、造林地の手入れが後れがちになり、取り分け近年対象面積が急増している間伐の後れが目立っている。このような林業生産活動の低下は過疎化している山村地域社会の機能を一層低下させ、それがまた林業の担い手の育成を難しくするという悪循環を引き起こしている。

造林地における間伐等の手入れの後れは、森林のもつ木材生産機能を減退させるばかりでなく、森林が有する公益的機能をも低下させるものであり、ひとたび森林が豪雪、台風等の災害や病虫害に見舞われたときの被害を増大させる一因ともなっている。また、松くい虫による被害は、53年夏期の高温少雨という異常気象の影響、特別防除（航空機による空中防除）の実施面での限界等もあって依然として激甚の状況にあり、森林資源として重要であるとともに我が国景観の一つの特徴ともなっている松林の保護と被害跡地の復旧が緊要の

課題になっている。

我が国の森林資源は戦後営々と築かれてきた人工林面積が今日ほぼ 1,000 万 ha の規模に達し、その確実な成林と利用を図っていくことが 21 世紀に向けての長期的な課題となっている。前述のような林業、林産業を巡る厳しい情勢の中で、この長期的課題に対処していくためには、木材需要全体の拡大を図るとともに、森林造成、生産、流通、加工、需要部門が一体となって体系化された地域林業の形成を促進し国産材市場の拡大を図ることが必要となっている。

また、新たな視点に立って、我が国の気候風土の下で長い伝統に培われた生活文化各般に及ぶ日本人と木材との結び付きについて再評価することも重要になっている。

56 年 9 月、京都市で開催された国際林業研究機関連合（ユフロ）第 17 回世界大会に海外からは約 1,000 名の研究者等が参加したが、これらの研究者は等しく我が国の国土が隅々まで森林に覆われていることを高く評価し、取り分け急しゅんな地形に造成された人工林には驚嘆の声を寄せた。言うまでもなく、整備された森林や人工林は温暖多雨な気候条件の下に森林を管理経営してきた林業経営体の永年の努力によって築かれたものであり、これが我が国経済社会の発展に果たしてきた役割は極めて大きい。

今後引き続き、森林・林業がその役割を果たしていくためには、林業経営体をはじめとする林業関係者が国民全体の理解と協力の下にこの厳しい現状を切り開いていく努力を重ねていくとともに、その努力が結実するような「21 世紀の森林・林業への道しるべ」を明らかにすることが今日の我が国森林・林業における最大の課題である。

このような認識の下に、今後長期的な視点から基本的な諸対策の検討を深めていく必要があるが、当面する林政の重要課題を示すと次のとおりである。

第一に、林業生産基盤の整備と国土保全対策の充実を図ることである。

森林資源を将来にわたって維持造成していくためには、林道の整備を図るとともに、人工林の割合や要拡大造林面積の多寡など地域の資源整備の進展状況に応じた造林や保育を推進することが必要となっている。

また、経済・社会の進展に対応して、森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるためには、国土の安全性の向上、水源かん養機能の拡充強化、生活環境の保全・形成などを重点とする治山事業を計画的に推進するとともに、保安林制度の適切な運営等を図ることが重要とな

っている。

更に、55年末から56年3月にかけての豪雪等により激甚な被害を受けた森林については、56年4月に創設の森林災害復旧事業等により、健全な森林に復旧することが緊要である。

第二に、間伐対策の充実を図ることである。

間伐技術の普及、林道・作業道等の整備などによる集团的、計画的な間伐の促進と併せて、間伐材生産コストの低減、丸太及び製品の集出荷の安定化、需要者・供給者間の間伐材に関する流通情報体制の整備、間伐材等の利用促進などを行うことにより間伐材の流通を円滑にすることが重要となっている。

第三に、松くい虫の被害対策の充実強化を図ることである。

依然として激甚な状況にある松くい虫被害に対して、「松くい虫防除特別措置法」を改正し、特別伐倒駆除（被害木の伐倒及びこれと併せて行う破砕、焼却等）、特別防除、伐倒駆除（被害木の伐倒及びこれと併せて行う薬剤処理等）などの各種防除と被害地の樹種転換等を合理的に組み合わせて総合的に実施するとともに、松くい虫の被害対策に関する森林所有者等の自主的な活動を助長することによって、松林の保全と被害松林の機能回復を図ることが緊要となっている。

第四に、林産物の流通加工対策の充実強化を図ることである。

木材産業における不況の深刻化と構造的変化に対処して、長期的視点に立った木材産業全般にわたる再編整備が必要であるが、取り分け製材業及び合板製造業においては、このために過剰設備の廃棄、生産方式の合理化等を促進することが緊要である。

また、国産材の需要拡大と供給体制の整備を図るため、木質住宅部材の加工流通の合理化・高度化と加工部門における外材から国産材への原料転換を促進することが重要な課題となっている。

更に、外材産地国との情報交換、技術協力を進めるほか、木材を備蓄するとともに、木材の需給・価格の動向等に関する内外の情報の迅速な収集、分析及び提供などを通じて安定的な国産材供給と適正な木材輸入に努め、木材需給の安定を図ることが必要である。

第五に、活力ある山村の育成と林業の担い手対策の充実を図ることである。

山村の振興を図っていくためには、近年需要の増大が著しい特用林産物の生産振興を主体とした総合的な集落振興対策を実施し、林業・林産業が重要な位置を占めている集落において林家の定住条件の整備を促進することが緊要となっている。

また、林業の担い手の減少・高齢化が進む中で優れた技能を有する若年林業労働者の確保と林業後継者の育成、森林組合の強化を図るとともに、振動障害をはじめとする林業労働安全衛生対策を充実することが必要である。

第六に、国有林野事業については、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき自主的な経営改善を一層推進するとともに、財源措置の拡充を図り、その経営改善を進め、経営の健全性を確立していくことが急務となっている。

最後に、厳しい環境下にある林業経営体の経営活動の活発化を図ることである。

零細なものが多い林業経営体がこの厳しい環境を克服していくためには、経営体自らが地域的な広がりの中で、経営体それぞれはもとより森林組合、素材生産業者、流通加工業者等との十分な連携の下に各種施策を取り入れ諸課題に対応していくことが重要であり、これを促進する市町村等による地域林業の振興計画の策定とその円滑な実施、更には経営体を助けて生産活動を行うための体制整備が必要となっている。